

研究集録

第28号 (平成13年度)

東京都立高等学校教頭会

研究集録第28号の発刊にあたって

東京都立高等学校教頭会
会長 相川 鞆彦

21世紀初頭に撮影されたビデオテープが、ビデオプロジェクターから映し出され、画面が次々と変化する。映像は、赤や青、あるいは黄などの色調を基調にしたもので彩られながらめまぐるしく変化する。緑色を基調にした映像が現れると、緑陰の中、校舎に通じる道を苦虫を噛み潰したような顔で、一見して中小企業主風の男が映し出される。直ぐに、短髪でスポーツマン風なため、年の割には若々しく見える青少年問題に取り組んでいる男が腕を組んでいる映像に変わる。教務主任が学校の現状をパソコンを操作しながら、出力される映像を説明している画面も出る。学校運営連絡協議会！直ぐに、何人かの教頭がその学校運営連絡協議会に関する資料と取り組んでいる映像へと急展開する。金色を思わせる黄色の色調の画面では、校長、教頭が授業観察をする場面、和やかな雰囲気の中で教員に対する校長・教頭による面接、自己申告書にも隈無く目を通し、授業観察での評価票や膨大なメモ類とも取り組んで、悪戦苦闘しながら業績評価票を作成する教頭の映像などが一秒間隔で次々に入れ替わる。起案の状況と学校的意思決定！多くの学校の起案文が蛇行しながら次々に将棋倒しされていく画面が出ると同時に、色調が変わる。

一変して、赤の色調になると、「総合的な学習の時間」、新教科「情報」への対応に頭を悩ます校内の教育課程検討中の委員会風景が描写される。池の畔で伸びのびと体験学習に励む晴れやかな生徒の姿があるかと思うと、スーパーコンピュータが映し出されたり、超薄型のノートパソコンが斜め横から映写されたりもする。オレンジ色の色調の中では、一つの教室に異なった制服を着た生徒が並んで授業を受けている光景が現れる。多様化する生徒・保護者のニーズに対応した学校間連携が行われている学校の授業風景なのであろう。大学の広いキャンパスの中で、大学生と談笑する高校生の姿も映写される。カウンセラー派遣校における生徒指導の状況が、白の基調で映し出される。生徒がカウンセリングを受けている映像、何人ものスクールカウンセラーの素顔、最後は、『カウンセラー活用調査報告書』が繙かれるところで色が変わる。600名のPTA役員を対象としたアンケート結果を基にした、生徒指導での学校と保護者との連携を探ったものは、笑顔のPTA役員はバラ色であるが、アンケート集計に取り組む教頭の姿は青色で映し出される。家庭教育がままならないならば、学校と保護者との連携に頼る他はない！

今年度の研究テーマは、今日、どの都立高校でも、真剣に取り組んでいかなければならないものばかりである。「学校運営連絡協議会」「人事考課」「起案」「新学習指導要領による教育課程の編成」「学校間連携」「スクールカウンセラーの導入」、それに「家庭との連携」。おそらく10年、あるいは20年経っても、ビデオを見るまでもなく、脳裏に焼き付いているのではないか。これほど研究テーマに恵まれた年は、かつてなかったのではないかとも思われるほどである。

しかし、研究テーマは、宝石でいえば、いわば原石である。プリリアントにカットし、その原石をあたかも様々な色彩を放つ発光体のように輝かせることができるかどうかは、研究部会の各メンバーの手腕にかかる。切磋琢磨！その成果がこの研究集録に盛り込まれていることを期待したい。真剣な研究、それが実践に結びつく。その確信の下に、研究が進められたと信じている。

本研究集録を発刊するに当たり、教育庁指導部の先生方には多大なるご指導を賜りました。厚く感謝いたします。また各研究部員が本研究集録を発刊するために多くの研鑽を積まれたことと思います。教頭の誰もが自らのことのように喜ばないではいられないことです。本研究集録の編集に毎年心血を注いでいただいています事務局の先生方にも深く頭を垂れさせていただきます。

目 次

研究集録第28号の発刊にあたって

会長 相 川 鞆 彦

I 研究の組織とあゆみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 研究の組織 | 2 |
| 2. 研究活動のあゆみ | 4 |

II 管理運営研究部会

- | | | | |
|----------------------|-------|-------|----|
| 1. 開かれた学校づくり | 第1委員会 | | 10 |
| — 学校運営連絡協議会の運営について — | | | |
| 2. 教頭の職務 ※ | 第2委員会 | | 16 |
| — 情報管理および人事考課について — | | | |

III 高校教育研究部会

- | | | | |
|---------------------------------|-------|-------|----|
| 3. 学校週5日制並びに学習指導要領の実施に向けた | 第1委員会 | | 24 |
| 教育課程編成上の対応について | | | |
| 4. 学校外における学修の単位認定 ※ | 第2委員会 | | 30 |
| — 新しい学習の場の拡大を求めて — | | | |

IV 生徒指導研究部会

- | | | | |
|--------------------------------|-------|-------|----|
| 5. スクールカウンセラー配置校を巡る事例研究 | 第1委員会 | | 38 |
| 6. 保護者との連携における生徒指導の可能性 ※ | 第2委員会 | | 44 |

(注) ※印は全国大会で発表したもの

I
研究の組織とあゆみ

1. 研究の組織	2
2. 研究活動のあゆみ	4

1. 研究の組織

1. 研究組織と会則

本会では「教頭の職務に必要な研修をするため」、昭和48年に会則を改正し、新たに「細則」を設け、研修活動にはげむことにした。

研修活動に関する細則と内規の抜粋は次の通りである。

東京都立高等学校教頭会細則

(組 織)

第1条 本会の目的を達成するため次の支部教頭会を設ける。

種 別	支 部 教 頭 会 名
学科別	普通科高校教頭会 工業高校教頭会 商業高校教頭会 農業高校教頭会
学区別	第一学区教頭会 第二学区教頭会 第三学区教頭会 第四学区教頭会 第五学区教頭会 第六学区教頭会 第七学区教頭会 第八学区教頭会 第九学区教頭会 第十学区教頭会 島地区教頭会

ただし代々木・鮫州工・深川商を含む。

第2条 各支部は本会の目的を達成するために必要な会則を設け、各支部ごとに運営する。

(事 業)

第3条 本会は事業を行うため次の4部会を設ける。ただし必要に応じ臨時に各種の部会を設けることができる。

部会名	活 動 内 容
総 務 部	1. 財務・運営・陳情・渉外・連絡調整などについて 2. 会報・名簿などについて
管理運営 研 究 部	1. 教頭職としての学校管理などについて 2. 教頭職としての職務内容・身分・待遇などについて

高校教育 研 究 部	1. 高校における教育課程・教育内容などについて 2. 高校における教育対策などについて
生徒指導 研 究 部	1. 生徒指導・進路指導などについて 2. 教科以外の教育活動について

第4条 部会の組織は部長1名、副部長(委員長)2名、部員若干名とする。部長・副部長(委員長)は会長が委嘱する。部員は各支部教頭会により選出する。

第5条 部長・副部長(委員長)は部長連絡会に出席し、各部会の連絡調整をはかるとともに総務部員となる。

第6条 (省 略)

第7条 会計に特別会計を設け、本部活動と部会活動の補助・会員の慶弔・事務所の維持・その他本会が必要とする費用にあてる。特別会計は別会計とし、会費は年額1人10,000円とする。

第8条～第11条 (省 略)

第12条 本細則は昭和48年4月1日より実施する。

附 則

昭和50年10月30日 第7条一部改正

昭和53年6月8日 特別会費6,000円改正

昭和56年6月11日 第1条一部改正

昭和63年6月9日 特別会費8,000円改正

平成4年6月23日 特別会費10,000円改正

内 規 (申 し 合 わ せ)

1. 役員選出手続きについて(省略)

2. 部会組織について

細則第3条・第4条による部会組織は次によるものとする。

(1) 部長(1)・副部長(委員長)(2) 年度当初の部会で候補者を推薦する。部長・副部長(委員長)は他の役員との重任を妨げない。

(2) 総務部会 会長(1)・副会長(2)・常任監事(4)・会計(2)・会計監査(2)・部長(3)・副

部長（委員長）(6)の30名をもって組織する。ただし、必要な会員・事務局職員を加えることができる。

- (3) 研究部会 学区別支部教頭会(11)は、年度当初の支部教頭会で各研究部会(3)の部員を各々2名以上推薦する。部員の所属は1部会とし、できる限り継続する。部員は他の役員との兼務ができる。
- (4) 委員会 細則第3条の活動を行うため、各研究部会は委員会を設けることを原則とする。

委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名とする。

- (5) 特別委員会 本会が必要とする場合は、別に委員会を設けることができる。

3. 会合の日について

- ① 第3火曜日
(教頭連絡会に引き続く日)
- ② 第3火曜日
(教頭連絡会と同一日)

2. 平成13年度の研究組織

平成13年度研究部会組織は次の通りである

会 長：相川鞆彦（第三商） 副会長：矢嶋邦男（足立） 副会長：渡邊征博（向島工）

		管理運営研究部会		高校教育研究部会		生徒指導研究部会		合
部 長		平山 順一（調布南）		村井 信彦（明正）		坂本 文樹（昭和）		
委員会		第1委員会 (学校管理)	第2委員会 (職務・待遇)	第1委員会 (教育課程)	第2委員会 (教育対策)	第1委員会 (生活指導)	第2委員会 (教科外活動)	計
委員長		安藤九二男 (松が谷)	大倉 範幸 (第四商)	初見 豊 (武蔵村山東)	宮田 茂 (江戸川)	梶野 茂男 (桜 町)	大山 憲昭 (八王子工)	
学 区 別 部 員 数	1	5名	3名	3名	2名	2名	4名	19
	2	6名	5名	5名	4名	6名	5名	31
	3	4名	6名	3名	6名	3名	3名	25
	4	3名	3名	3名	3名	4名	3名	19
	5	4名	3名	3名	5名	4名	4名	23
	6	4名	3名	6名	6名	6名	6名	31
	7	4名	4名	4名	4名	5名	4名	25
	8	3名	2名	5名	2名	6名	3名	21
	9	3名	3名	4名	3名	1名	4名	18
	10	3名	5名	1名	3名	4名	2名	18
	島	1名	1名	2名	2名	2名	1名	9
人 数		40名	38名	39名	40名	43名	39名	
小 計		78名		79名		82名		
合計		239名						239

2. 研究活動のあゆみ

(最近12年間)

本会では、昭和48年に会則を改正、規則・内規を設けるなどし、研究組織を発足させた。

当初の教頭は身分が不安定（教諭のあて職）

のため、活動がしにくい時代であったが「研究集録」を発行するなど、研究活動につとめてきた。その当時の研究は主に「教頭職」に関する研究が主流をなしていた。

その後、教頭会の組織が強化され、幅広い研究活動となり、現在にいたっている。

研究集録の最近12年間のあゆみをまとめると、下表の通りである。

平成	頁	研究題目		
元年 第16号	63	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 学校の個性化を進める学校の管理・運営をめぐる問題 —	…………… 管理研 1	
		2. 人間関係の改善と事務分担の明確化 — 教員と事務職員等との係わり —	…………… 管理研 2	※
		3. 教育課程上の諸問題 — 特に中途退学・原級留置に関する調査研究 —	…………… 高校研 1	※
		4. 国際理解教育の推進を目指して — 国際理解教育の実情とその諸問題について —	…………… 高校研 2	
		5. 高校生の健全育成と地域とのかかわり	…………… 生徒研 1	
		6. 宿泊を伴う学校行事と教頭とのかかわり — 修学旅行 —	…………… 生徒研 2	※
2年 第17号	68	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 学校の個性化を進めるための管理運営をめぐる諸問題 —	…………… 管理研 1	※
		2. 校内研修を推進するための教頭の役割	…………… 管理研 2	
		3. 新学習指導要領にもとづく教育課程編成上の問題とその分析	…………… 高校研 1	
		4. 国際理解教育の推進を目指して — 国際理解教育の実情とその諸問題について —	…………… 高校研 2	※
		5. 高校生の健全育成を図る生徒指導の望ましいあり方 — 生徒の個々に迫る効果的な生活指導のあり方 —	…………… 生徒研 1	※
		6. 都立高校全日制における部合宿のあり方と教頭の関わり — 実態と問題点（提言） —	…………… 生徒研 2	

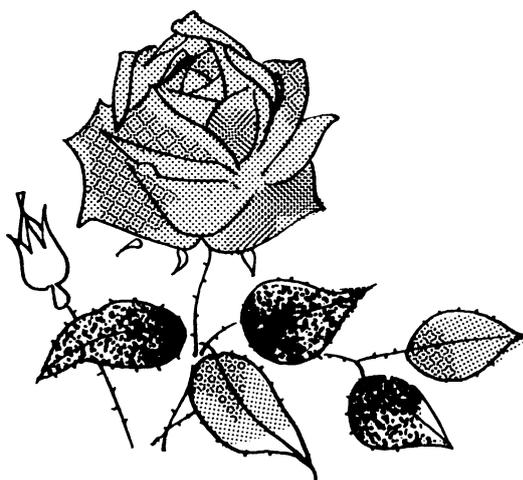
平成	頁	研究題目	
3 年 第18号	68	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 教員の意識変革を図る学校の管理・運営 — …………… 管理研 1	※
		2. 校内研修を推進するための教頭の役割 …………… 管理研 2	
		3. 新学習指導要領にもとづく教育課程 — 編成上の問題とその分析〔Ⅱ〕 …………… 高校研 1	
		4. 国際理解教育の推進を目指して — 国際理解教育の実情とその諸問題について〔3〕 — 「事例研究より見た留学の実態と諸問題点」 …………… 高校研 2	
		5. 高校生の健全育成を図る生徒指導の望ましい在り方 — 生徒の個々に迫る効果的な生活指導の在り方〔続〕 …………… 生徒研 1	
		6. 都立高校全日制における部合宿の在り方と教頭のかかわり — 主として合宿内規に関わる諸問題について — …………… 生徒研 2	
4 年 第19号	66	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 学校週5日制をめぐる諸問題 — …………… 管理研 1	※
		2. 教頭の職務の実態とあるべき姿 — その実態について — …………… 管理研 2	
		3. 新学習指導要領に基づく教育課程編成上の問題とその分析〔Ⅲ〕 — 勤労体験的学習・奉仕的活動の試案 — …………… 高校研 1	
		4. 国際理解教育の推進を目指して — 国際理解教育の実態とその諸問題について — 留学生「受け入れ」をめぐる …………… 高校研 2	
		5. 高校生の健全育成を図る生徒指導の望ましい在り方 — 学校不適應生徒への対応と教頭の役割 — …………… 生徒研 1	
		6. 学校活性化を目指して — 目的意識をもたせ、主体的に自らの生き方考える 進路指導の在り方と教頭の関わり — …………… 生徒研 2	
5 年 第20号	64	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 校内組織運営上の問題点と改善点 — …………… 管理研 1	※
		2. 教頭の職務 — 教頭のあるべき姿 — …………… 管理研 2	
		3. 特色ある教育課程の編成と課題 — コース制設置校及び学科改善校の経験に学ぶ — …………… 高校研 1	
		4. 学校の特色をいかに出すか — 特色ある学校づくりの取り組み — …………… 高校研 2	
		5. 高校生の健全育成を図る生徒指導の望ましい在り方 — 学校における相談活動の充実と教頭の役割 — …………… 生徒研 1	

平成	頁	研 究 題 目	
		6. 学校活性化を目指して — 目的意識をもたせ、主体的に自らの生き方考えさせる 進路指導の在り方と教頭の関わり — …………… 生徒研 2	※
6 年 第21号	64	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 都立高校の単独選抜をめぐる諸問題 — …………… 管理研 1 2. 教頭の職務 — 魅力ある教頭像を目指して — …………… 管理研 2 3. 特色ある教育課程の編成と課題 — 選択科目と類型の設置を中心に — …………… 高校研 1 4. 学校の特色をいかに出すか — 特色ある学校づくりの取り組み — …………… 高校研 2 5. 個性を伸ばし主体性を育てる生徒指導 — 進路指導の在り方と組織・運営における教頭の役割 — …………… 生徒研 1 6. 個性を伸ばし主体性を育てる生徒指導 — 特色ある学校行事を通して生徒の主体性をどう育てるか — …………… 生徒研 2	※ ※ ※
7 年 第22号	64	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 都立高校の単独選抜と推薦入試をめぐる — …………… 管理研 1 2. 教頭の職務 — 魅力ある教頭像の実態 — …………… 管理研 2 3. 特色ある教育課程の編成と課題 — 特色ある選択科目とその他の科目を中心に — …………… 高校研 1 4. 普通科推薦入試と高校の特色化 — 中学校・高校へのアンケート調査から — …………… 高校研 2 5. 個性を伸ばし主体性を育てる生徒指導 — 進路指導の在り方と教頭の関わり — …………… 生徒研 1 6. 個性を伸ばし主体性を育てる生徒指導 — 文化祭・体育祭の指導を通して生徒の主体性を どう育てるか — …………… 生徒研 2	※ ※ ※
8 年 第23号	64	1. 変化への対応をふまえた学校の管理・運営 — 入学者選抜制度の改革をめぐる — …………… 管理研 1 2. 教頭の職務 — 社会の変化に対応する教頭の職務 — …………… 管理研 2 3. 特色ある教育課程の編成と課題 — 編成・実施の状況と事例を通じた考察 — …………… 高校研 1	※

平成	頁	研 究 題 目	
		4. 「特色ある学校づくり」に取り組む教頭の役割 …………… 高校研 2	※
		5. 豊かな心を持ち、たくましく生きる 人間を育成する生徒指導 — ホームルーム活動の活性化と教頭の関わり …………… 生徒研 1	※
		6. 学校週 5 日制と部活動のあり方 …………… 生徒研 2	
9 年 第24号	54	1. 学校における危機管理 …………… 管理研 1	※
		2. 教頭の職務 — 社会の変化に対応する教頭の職務—その2 — …………… 管理研 2	
		3. 現行教育課程の課題とその改善策に関する研究 — …………… 高校研 1	※
		4. 学校防災マニュアル「教職員編」 …………… 高校研 2	
		5. 豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成と ホームルーム活動との関連 …………… 生徒研 1	
		6. 学校週 5 日制における 部活動の実態と生徒の意識調査 …………… 生徒研 2	※
10 年 第25号	56	1. 学校における危機管理 …………… 管理研 1	※
		2. 教頭の職務 — 研修及び教員組織の活性化について — …………… 管理研 2	
		3. 教育課程を通じた高校改革の推進について …………… 高校研 1	※
		4. 学校防災マニュアル …………… 高校研 2	
		5. 学校不適應生徒に対する校内指導体制 — 指導体制と教頭のかかわり — …………… 生徒研 1	※
		6. 生徒指導の体制と実態 …………… 生徒研 2	
11 年 第26号		1. 開かれた学校づくり …………… 管理研 1	
		2. 教頭の職務 — 研修及び教員組織の活性化について — …………… 管理研 2	※
		3. 新しい教育課程づくりに向けた教頭の役割 …………… 高校研 1	
		4. 情報教育と教頭の役割 …………… 高校研 2	※
		5. 問題事例の分析と防止策について — 教頭の役割と対応の実際 — …………… 生徒研 1	
		6. 生徒指導の体制と実態 — 保護者との連携を深める生徒指導 — …………… 生徒研 2	※

平成	頁	研 究 題 目	
12 年 第27号		1. 開かれた学校づくり — 学校組織の活性化を図る管理運営上の方策 —	管理研 1 ※
		2. 教頭の職務 — 開かれた学校運営 —	管理研 2
		3. 新しい教育課程づくりに向けた教頭の役割 — 総合的な学習時間について —	高校研 1 ※
		4. 新教材「情報」教育と教頭の役割	高校研 2
		5. 高校生の健全育成と地域との関わり — 教頭の関わり方の実際について —	生徒研 1
		6. 実態調査から見たホームルーム — 運営と保護者の関わり —	生徒研 2

(注) ※印は全国大会に発表したもの



II

管理運営研究部会

第1委員会（管理運営）

1. 開かれた学校づくり 10
- 学校運営連絡協議会の運営について —
- 伊藤 清（狛江高校）

第2委員会（管理運営）

- ※2. 教頭の職務 16
- 情報管理および人事考課について —
- 針馬利行（練馬高校）

（注） ※印は全国大会で発表したもの。

1. 開かれた学校づくり

— 学校運営連絡協議会の運営について —

東京都立高等学校教頭会
管理運営研究部第一委員会

I はじめに

管理運営研究部第一委員会は、「開かれた学校づくり」をメインテーマに、昨年度は学校運営連絡協議会（以下、協議会ともいう）の本格実施を前に、どのような観点を踏まえて実施すべきかを整理し、その中で教頭の役割は何かを考えた。中央教育審議会答申で提言された学校評議員制度の主旨と実施にあたっての観点、東京都教育委員会の学校運営連絡協議会マニュアルの内容、更に学校評価の実施上の留意点を確認しながら、本格実施の対応に向けて観点を整理を行った。

本年度は学校運営連絡協議会が全校で実施される。各学校では昨年度から『運営マニュアル』に即して、委員構成、協議会で扱う内容等の検討を重ねてきたところであるが、運用上の細部については本委員会の委員が所属する勤務校のように、実施しながら今後の充実を図っていく学校が多いと思われる。まさに本年度を皮切りに、今後協議会の内容が深まり、学校の改善に一層の成果があがっていくものと期待できる。

本委員会では、協議会の主旨である「開かれた学校づくり」に視点を据え、発展的かつ継続的に協議会を進めるために、学校運営の要ともなり得る学校運営連絡協議会の在り方について議論を深めることにした。協議会の運営について各学校で要綱を定めているところであるが、要綱では見えてこない学校の実態を踏まえて管理運営をどう進めるか、教頭の役割は何かを考えるのが、本委員会の研究の狙いである。

II 研究の経緯及び方法等

当委員会がこれまで取り組んできた経緯について、再度整理したい。

平成11年10月に試行校へのアンケートを実施したが、その結果明らかになったのは以下の点である。

- ①外部委員の人選に配慮したこと。
- ②内部委員の人数及び分掌。

③協議会の話題と進め方。

④教員の意識や組織的な変化等。

結果から見えにくかったのは、学校評価の問題であった。学校をさまざまな角度から適切に評価・分析し、その結果を踏まえて組織的に改善していく。協議会を真に有意義なものとするための最も基本となる作業であろう。外部委員及び内部委員の双方が対等の観点で評価に係わることが、開かれた学校づくりのポイントとなる。

研究の方法は昨年度と同様に、手に入る資料を参考にし、また委員の勤務校の実態をも踏まえて議論を深めた。

III 平成12年度試行校報告書より

平成13年3月に昨年度の『学校運営連絡協議会試行校の報告書』（以下、『報告書』）が各校に配付された。平成12年度の試行校は全日制では59校、学校数としては、全日制高等学校の4分の1強にあたる。その『報告書』に発表されている内容を分析・整理してみた。

1 協議会の開催月について

試行校59校のうち、55校が年間3回開催している。開催月で分けてみると〔表1〕のようになる。数値は55校に占める割合である。

〔表1〕 単位：%

第1回		第2回		第3回	
4月	2	8月	15	12月	2
5月	9	9月	27	1月	5
6月	69	10月	42	2月	27
7月	20	11月	16	3月	65

表から分かるように、第1回目を6月に開催する学校が約7割、第2回目が11月で半数近く、第3回目を年度末に開く学校が多い。開催月を組み合わせとしても、6月－11月－3月が16校（29%）、次いで6月－11月－2月の5校（10%）である。

上記以外の4校の中には、年4回（4月、7月、12月、1月）開催した学校や、第2回目として10月～11月に4つの地域で地区協議会を開催し、地域の住民の見学を得た学校もある。

2 協議会の開催曜日について

開催される曜日について調べてみた。

予測されることだが土曜日の開催が最も多く全体の40%である。以下、金（18%）、火（13%）、木（12%）、月（11%）と続き、水曜日は5%であった。

時間帯については、記載のある学校とない学校があり正確な把握はできないが、全日制高等学校が週日に開催する場合、二つの特徴的な傾向があった。

土曜日に開催する学校は午後の1時半ないし2時から開催するところが多く共通しているが、週日に開催する学校は教員の勤務時間内に行うところと、勤務時間の終了間際から時間外にかけて行うところがあった。終了時間の遅い学校では午後7時半という記録がある。

3 内部委員と外部委員

『学校運営連絡協議会マニュアル』（平成13年3月）では外部委員は10名以内とし、内部委員は外部委員を超えないようにしているが、試行校の段階では多様な状況が窺えるので、参考までに〔表2〕としてまとめてみた。枠内の数値は学校数を示している。委員数の不明な学校が1校あったため、合計は58校となっている。

表から分かるように、外部委員の数としては9名～10名が多く、内部委員は6名～8名で構成する学校が多い。

外部委員について『マニュアル』では、「保護者、地域の有識者、地域の学校及び関係機関・施設の職員、校長が必要とする者等」から推薦する事になっているが、学校関係者については「学校外の意見」を広く求める趣旨で、「人数を限定する配慮が必要」としている。

『報告書』を見ると、外部委員に占める学校関係者の割合は多く、地域住民として分類できる外部委員は数としては少ないが、コンビニエンスストアの代表者を入れるなど、学校の工夫が窺える。

〔表2〕

		外部委員人数										計
		5	6	7	8	9	10	11	12	13超		
内部委員人数	3						1					1
	4					1						1
	5					1	2	1	1	1		6
	6			3	3	3	2		1			12
	7			1	2	5	3	1		1		13
	8	1	1		3	2	6					13
	9					2	5	1	1			9
	10						1					1
	11									1	1	2
	計		1	1	4	8	14	20	3	4	3	58

4 学校評価について

評価は、①学校運営、②学習指導、③生活指導、④進路指導、⑤施設・設備と安全、⑥学校行事等を評価項目に置き、4～6段階の評価基準をアンケート方式で択一・回答させている。中には自由に記述させる学校もあった。『報告書』では内容についてはあまり詳細に記載されていないので、『学校評価に関する取組（学校運営連絡協議会試行校連絡会資料3）』、『「学校評価」事例集』（平成12年10月東京都公立高等学校長協会）等が参考になる。

IV 委員の構成について

Ⅲにおいて『報告書』の内容を概観してみたが、改めて学校運営連絡協議会の在り方について整理し、本委員会での考え方をまとめてみた。

『学校経営』（2001年5月号）は「学校評議員制度」を特集に取り上げている。その中で、ある高校長は「本来の学校経営があってこそ、学校評議員制度は生きてくる」と述べている。ここで言われている学校評議員制度は、東京都の学校運営連絡協議会と置き換えることができるが、『マニュアル』にも「校長の学校経営を支援することを目的」として設置されたものと明確に位置づけられている。

学校運営連絡協議会が適切に機能していくためには、学校としての課題を明確にし、その解決の具体策を学校が持っていることが必要であり、解決に悩むときに協議会が「何かを連想させてくれたり、気付かせてくれたり、ヒントを与えてくれる」ものなのである。

この意味からも委員を誰にするかは、重要である。学校外の意見を広く求める」ために学校関係者の人数を限るとなると、学校経営方針を理解し、学校教育に対する理念を共有できる委員の人選が鍵となる。

1 内部委員の人選について

内部委員については、平成13年3月の「マニュアル」に主任から選ぶことが「考えられる」とされているが、現状では主任の任命や職責等の整備が十分とは言い難く、全ての学校で主任としての役割を適正に果たしているとは言い難い。これは主任制度に関する検討委員会が本年6月に設置されたことから明らかである。

したがって内部委員の選出にあたっては、その資質を十分検討しなければならない。学校によっては協議会の存在そのものに非協力的な学校もあると聞く。教頭として協議会の意義を深く理解し、教職員の意識を根気よく変えていく努力を続けていかなければならない。協議会における内部委員の人選が、校内人事及びその制度上の問題と深く関わっていることは押さえておくべきであろう。

教頭は日常的に教員としてふれあう機会が多い。その言動をとおして日頃から一人ひとりの教員を把握しておかなければならない。また、人事考課制度を活用し、授業観察及び面接等を実施する中で、個々の教員の考えを引き出し、あるいは補足・指導するという、従来ではできなかったことも可能となっている。教員の情報をより精細に把握し、校長に進言して委員の構成に活かすことも協議会の在り方を考えるうえで重要である。

『マニュアル』では、内部委員は「外部委員に対する教育活動の説明が中心」で学校に意見・助言を行うことは「適当ではない」とされている。その後続く「外部委員の自由な発言を封じするような行為があってはならない」のは当然であるが、英国の学校理事会（英国の学校評議員制度）と比較すると、内部委員の限定された発言資格は、現在の学校が抱える課題と関連している。内外の委員による自由な発言を素材として、校長が積極的な学校経営を推進していくことが本来の理想の姿と考える。理想を現実のものとするには教員の意識を変えていかなければ

ならないが、それは同時に協議会に期待されていることでもある。

2 外部委員の人選について

先に述べたように、『報告書』では外部委員としてPTA役員や同窓会が加わっている学校は当然ながら多い。PTAの学校に対する位置づけを考えてみたい。

先の『学校経営』でPTA全国協議会理事が次のように述べている。

「PTAという組織は制度上は任意団体に過ぎない」ため、学校に対する発言権が弱い。学校評議員に任命されることで「PTA関係者が法制上に位置づけられ、学校運営に発言権を得る」望ましい行き方である。

PTA役員を保護者代表として外部委員に委嘱する時、上記のような意味を踏まえて選任しているだろうか。PTA役員は、普通ならば学校の支援者として考えられる。しかし、その関係に学校が甘えたと、協議会の趣旨は生かされない。むしろ身内の一員として、しかし内部委員とは異なった立場から、より学校に密着した厳しい視点を求めてこそ、内容のある優れた運営が期待できる。PTA役員や同窓会の役員を外部委員として委嘱する場合に留意すべき点である。

平成13年3月に東京都公立高等学校PTA連合会がまとめた『学校運営の在り方と完全週5日制とPTA活動の在り方について』と題する答申がある。その内容は、後に述べる開催時期にも関係する提言がなされていて、学校関係者としては耳を傾けるべきものが少なくない。たとえば提言1で「学校によっては、現PTA役員は除外されているところがあるが、構成員（＝外部委員）に含めるべきである」と記されている。PTAと学校との関係が難しいときもあるだろうが、PTAは学校に最も近くにおいて、学校の最強の支援者となり得る存在である。PTAを学校経営に引き寄せるよう学校が努力しないと、（事実であるなしを問わず）学校の閉鎖性を問われることになりかねない。

PTA役員との人間関係は教頭の役割が大きい。教頭はさまざまな場面でPTAの役員と関わる。その機会を捉えて学校の現状や経営姿勢を伝え、またPTA役員の考え等を常に把握し

ておく、このことが学校とPTAとのコミュニケーションを進める大きな力となる。教員はともするとPTAを敬遠しがちである。その姿勢が上記の提言を生む。教頭はPTAと学校との円滑な関係を築く重要な役割があることを認識すべきであろう。

外部委員としてのPTAは学校のパートナーであり、「時には苦言を呈するのが望ましい」と先のPTA理事は述べている。この厳しさを協議会全体で受け止めることが、開かれた学校づくりの第一歩となろう。

他の外部委員の選任については、学校や生徒との関わり、公教育への識見等を十分把握して選びたい。

外部委員選出にあたっては、教員の意見を求める場合もあるが、イニシアチブを校長・教頭が取っていないと、学校にとり「無害」ないわゆる骨抜きの人選が行われかねない。教員に対する教頭の指導力の発揮しどころと言える。

V 開催回数・時期及び時間帯について

1 協議会の開催回数

『マニュアル』では年3回を原則としている。各学期1回として想定され、第3回については「学校運営連絡協議会での助言を翌年度の教育活動に反映させるため、1～2月に開催することが望ましい」とされている。

Ⅲの表1で見たように、『報告書』では第3回目は3月に最も多く開催されている。1月～2月は入学者選抜業務が行われることで学校に余裕がないと予想される。試行校の報告では、2月の場合は半ばに、3月では上旬（学年末考査中）か、あるいは卒業式後に開かれている例が多い。

協議会の開催月、評価委員会の開催及び事務局の動きはそれぞれ組織的に連動し合う。その連携をどう計画するかが課題である。

『マニュアル』に詳細な年間計画例が示されているが、簡略化した実施計画を『報告書』の開催時期を参考に考えてみた。

月	協議会	評価委員会	事務局
6	経営方針 教育活動 の提示 運営方法	委員の選出 年間の計画	案内・準備
7 8 9		評価方法・項目の検討・校内調整	外部委員との連絡
11 12	第2回 評価の検討・決定	方法の提示・説明 実施	評価準備 結果集約
1		調査結果の分析・資料作成	
2	次年度への準備		委嘱状作成等
3	第3回 課題確認 経営方針 策定	評価報告	

『報告書』によると、開催回数が3回では少ない、効率的な運営が必要であるとの指摘がある。また、評価委員会は別日程で開催し、十分な時間をとるのが望ましいことが分かる。年間の計画を十二分に練って少ない実施回数を有効に活用したい。

2 開催曜日及び時間帯

平成14年度からの課題は、開催の曜日と時間帯であろう。学校内の事情と外部委員の勤務状況との関係で決まることだが、週5日制の完全実施を踏まえて学校内の体制を今年度中に整えておく必要がある。

先の東京都公立学校PTA連合会による答申に、学校施設開放に関連してのことではあるが、週休日及び休日の開放を望んでいる。協議会の開催についても同じ要望があらう。

平成13年3月付の教育庁指導部の事務連絡で、

今年度の教職員の勤務の扱いが記されている。
以下に概要を示す。

- (1) 週休日または祝日に4時間を超えて開催する場合、前後2ヶ月以内に週休日の変更をする。
- (2) 勤務日の土曜日の午後で開催し、勤務時間が8時間を超える場合、勤務時間の割り振りの変更を行い、前後2ヶ月以内で正規の勤務時間を4時間とする。
- (3) 平日の正規の勤務時間以外の時間に開催する場合、当日の出勤時間、退勤時間をずらす。平成14年度は追って連絡すると注が付されている。

教頭として教員の勤務に対する法的な措置を踏まえて、内外の委員が前向きに参加する姿勢を引き出していかなければならない。

VI 協議会の内容について

1 次第について

『マニュアル』に、協議会の運営例が掲載されている。参考までに次第を以下に示す。

- ① 学校長あいさつ
- ② 委嘱状交付
- ③ 委員紹介
- ④ 学校運営連絡協議会の趣旨説明
- ⑤ 役員紹介（会長、副会長、事務局長等）
- ⑥ 本校の現状と課題
- ⑦ 学校評価委員会
- ⑧ 意見交換
- ⑨ 事務連絡

協議会で外部委員に何を提示するかは、今後の活動の鍵である。上記の次第で言えば、⑥の学校の現状と課題がその鍵を握っていると考えられる。学校としての課題は何か、学校はそれにどのように取り組んでいるか、解決できないとしたらその理由は何かなどを、外部委員に具体的に前向きに伝えたい。

外部委員は、学校に対する興味はあっても学校の組織に関する知識はない。従って学校関係者ならば当然知っているという視点からの説明は避けなければならない。

相手の立場に立ち、想像力を働かせて、学校の説明を進めることも教頭としての役割と考える。

2 取り組む姿勢について

先の『学校経営』に、PTA組織が実施したアンケート結果について触れている。校長及びPTA会長を対象に行ったアンケートで、「学校評議員制度にどのように関わっていったらよいと思うか」という問いに

- ①「積極的にかかわっていく」は校長で53%、PTA会長で37%。
- ②「依頼があればかかわっていく」は校長が42%、PTA会長が48%。
- ③「積極的にかかわらない」が校長で2%、PTA会長で4%の結果が出ている。

この結果から、学校の意識改革が必要であるという結論が出されている。

『報告書』にも、「内部委員や事務局担当教員に、学校の代表としての意識を持たせる必要がある」との記述がある。本音の部分で及び腰であったり形式だけを整えるならば、全校で実施する協議会は一過性のものに過ぎず、公教育への失望感が一層募る危険性をはらんでいる。

教頭として時代感覚を持ち学校の課題に目を向けて、積極的に教員に投げかけて先導していきたい。

VII 学校評価について

学校の何をどう評価するか、その評価結果をどのように扱うかは、協議会を継続的に発展的に運営していく上で重要である。

「改善につながらない評価は無意味だし、評価を伴わない教育活動には進歩がない」（教育じほう 平成6年12月号）

「教育活動の『計画・実施・評価』という循環する過程に学校評価を位置づけて、その有効な活用を図ることなしに、学校の教育活動の改善は望めない。」（同上）

『マニュアル』では評価委員会について、「事務局の作成した原案を基に、①学校評価アンケート、アンケート対象者（評価者）の検討及び学校運営連絡協議会への学校評価案の提案、②評価結果の検討、学校運営連絡協議会への報告等の業務を行う」と記されている。また、評価委員の構成例が載っているがそれによると、人数としては6名で内部委員と外部委員が同数か、または外部委員が内部委員を上回っている。

1 何を評価するか

『マニュアル』によると、学校評価には校長のもとで全教職員が主体的に行う学校内部の評価（内部評価）と、保護者や地域社会の方々等が評価者となる学校評価（外部評価）がある。外部委員が学校の実状を把握できるように、協議会に於いて十分な説明と意見交換を行うこと。内部評価を充実させて外部評価結果と内部評価結果を比較検討し、「評価結果を学校運営に反映させること」となっている。

評価項目としては、学校運営、学習指導、生活指導、進路指導、特別活動、健康・安全、施設・設備等があげられている。

先に述べたように『報告書』には各校の評価の取り組みが記載されている。たとえば学校運営の項目では、教育目標達成の努力、安全指導、思いやりや協力、人権尊重等々。あるいは、校長の経営方針の浸透といった項目も見える。要は『マニュアル』を踏まえて、学校としての観点を整理し、内部評価及び外部評価が実施しやすい項目に絞る必要がある。

2 どう評価するか

具体的な評価作業としては『マニュアル』でも『報告書』でもアンケートを想定あるいは実施している。調査結果を活用するためには、可能な限り具体的で判断がし易く答えやすい設問を、精選して設定することが重要である。設問数を多く設定しすぎると、回答意欲に影響する。

昨年、本委員会が発表したことであるが、文言の表現も一工夫する事で答えやすくなる。ひとつだけ例を挙げる。学校の開放について回答を得る場合に、次の二つの問い方を比べてほしい。

ア 学校は、施設開放や公開講座等により開かれた学校づくりに取り組んでいると思いますか。

イ 学校は、施設・設備を有効に利用している。

アとイのどちらが答えやすいか比較してほしい。

3 学校を評価してもらうこと

『報告書』にも、保護者対象のアンケートの回収率が悪かったので、アンケート項目の再検

討が必要という記載があるが、適切な回答を得るためには、項目の工夫をするとともに、学校の情報をどのように提供するかが大事である。

「保護者の回答に無答が多く、保護者が設問項目としての学校教育活動の実態を認識していないとも考えられた。学校が日頃保護者側に学校の情報を伝達しているかどうかも課題として残ったといえる。」（学校経営 平成12年1月号）

Ⅷ おわりに

全校で実施される学校運営連絡協議会が有効に機能し、学校の改善が目に見えて進むには、まだ試行錯誤が必要であろう。『報告書』に記載されている各校の課題は貴重な指針を与えてくれる。教頭としての学校の課題を把握し、その改善の方向性を探りながら教員を指導して地域から評価される学校づくりに努めたい。

〈研究協力者〉（○印は発表者）

関間征憲（世田谷工業高校）

田中一彦（板橋高校）

安藤九二男（松が谷高校）

浦部万里子（東大和高校）

町田 昶（保谷高校）

高橋伯也（府中工業高校）

平山順一（調布南高校）

○伊藤 清（狛江高校）

順不同、敬称略



2. 教頭の職務

— 情報管理および人事考課について —

東京都立高等学校教頭会
管理運営研究部第二委員会

I はじめに

東京都立高等学校教頭会管理運営研究部第二委員会は、発足以来教頭の待遇改善（平成13年度より管理職手当2%増の15%）・職務の在り方について研究を行っている。今年度は教頭の事案決定（平成9年度東京都教育委員会訓令3号都立学校事案決定規定）実施状況と人事考課（平成12年度実施）の導入の調査と分析が研究テーマである。研究の内容は教頭の事案決定について14項目、人事考課について22項目にわたって全日制高校207校の教頭にアンケート調査を実施し、集計後に分析と考察を行い、今後の教頭の職務の取り組みの在り方についての提言とした。

II 事案決定について

1 教頭が決定権者である事案決定について平成9年度に教頭のみで決定できるものとして、教務に関すること10項目、学事に関すること5項目、職員の服務に関すること16項目、その他3項目、合計34項目が決定された。その主なものをあげると、「マラソン大会、芸術鑑賞教室等の計画の決定」「部活動の連盟加盟及び大会参加の決定」「教育職員の年次有給休暇等の承認」「教職員に出張を命ずる」「教育職員の海外旅行の許可」等がある。これらの項目について調査を行った。

(1) 各事案について、教頭として事案決定を行うことにより職務を遂行しやすくなったと思いますか

- ア 強く思う（6%）
- イ 思う（46%）
- ウ あまり思わない（43%）
- エ 思わない（2%）

(2) 教頭として事案決定権者となったことで意識はどう変化しましたか（複数回答可）

- ア 管理職としての責任が増した（51%）
- イ 法規の研修の必要性を再認識した（52%）
- ウ 教員とのコミュニケーションを取ることの重要性を再認識した（22%）

- エ 教員の指導に労力がかかる（29%）
- オ 精神的な負担が増えた（14%）
- カ 特に変化はない（10%）
- キ その他（1%）

(3) 教頭として事案決定をするにあたり判断に迷ったときどうしましたか（複数回答可）

- ア 校長と協議した（72%）
- イ 事務長と協議した（67%）
- ウ 事務の担当者として協議した（38%）
- エ 担当分掌の教員と協議した（10%）
- オ 他校の教頭と協議した（20%）
- カ 教育庁等、学校外の機関に問い合わせた（19%）
- キ 例規集など資料を調べた（34%）

(4) 教頭が事案決定をすることによりどのような効果がありましたか（複数回答可）

- ア 事務処理の効率化が図れる（29%）
- イ 実施面の効率化が図れる（20%）
- ウ 内容の充実・明確化が図れる（35%）
- エ 指導力が発揮できる（19%）
- オ 仕事にやりがいが出る（2%）
- カ 責任感が増す（31%）

(5) 教育職員の出張を命ずる場合は旅行命令等を使っていると思いますが、それについてお聞きします。

- ア 旅行命令簿以外に正式に起案（5%）
- イ 旅行命令簿のみを使っている（77%）
- ウ その他（3%）

(6) (5)でイと答えた方にお聞きします

- ア 旅行命令簿に校長も押印する（0%）
- イ 校長は押印しないが、目を通す（23%）
- ウ 教頭のみで校長は見ない（50%）
- エ その他（1%）

【考察】

(1)では肯定的な意見が52%、否定的な意見が45%でほぼ半々である。これは、事案決定が教員に定着していないため、それをさせるために教頭が苦勞しているからと推測できる。この現実を打破することが急務である。

(2)のア、イが約50%というのは、校長に相談せず、自分で決める決定権者になることにより、責任感を持つようになったことがわかる。ウ、エ、オでは教員が起案の重要性を理解していないため、教員の指導の必要性を感じている教頭が2割近くいるということである。特に、エの29%ということから、教員の意識を変えるために教頭が努力していることがわかる。

(3)のアが7割であるということは、教頭として最高責任者の校長へ相談することは当然のことと考えられる。また、イで事務長への相談が7割近くあるということは、実務的な内容は事務長がよく知っているので、規則などについて相談していると考えられる。オが2割であるが、これは教頭同士の横の連携がうまく取れていないと考えられる。教頭間の連携を深める中で、実務に慣れる事が大切である。また、キで34%の教頭が、例規集などを活用し、自分で研修を深めていることがわかる。

(4)ではウが35%でもっとも高いが、起案をすることにより、内容や実態が把握でき、校務全般にわたってその内容に精通することになり、結果的に教頭の実践力を高めることに寄与すると考えられる。また、アが29%であるが、昨年ものを利用すれば事務処理の効率化が図れるということである。起案が定着すればア、イ、ウの割合が高くなるものと思われる。

(5)について、教育職員に出張を命ずることは教頭の専決事項になった。その結果、半数の学校が教頭のみで校長は見えていない。教頭が決定権者になったことがこういう現象として表れている。その場合校長が教育職員の出張をどのように把握しているか聞いたところ、「毎日の打ち合わせで教頭から報告」「学校日誌」「教頭が毎日の教員の動静表を作成する」等があげられた。休暇や職免の処理、週休日の指定や変更についても同様の傾向があった。これらの項目については、教頭の専決ということが定着してきたと言える。

しかし、教育職員の海外旅行については、

- ア 起案書に校長も押印している (59%)
- イ 校長は押印しないが、目を通す (11%)
- ウ 教頭のみで校長は見ない (5%)

という結果にわかるように、半数以上がまだ校長の決裁を受けている。この面についてはまだ

定着していないと言える。

2 起案全般について

(1) 貴校では、学校教育活動を起案の形でどの程度管理していますか。一つお答えください。

- ア ほとんど起案の形である。 (29%)
- イ 重要と思うものは起案の形 (64%)
- ウ 特別な取り決めはない (7%)
- エ あまり起案の形では管理しない (1%)

(2) 次の教育活動等について、起案文書で管理していないものをお答えください。

- ア 教育目標の決定 (8%)
- イ 年間行事計画の決定 (6%)
- ウ 入学式の決定 (6%)
- エ 修学旅行実施計画の決定 (2%)
- オ 文化祭・体育祭の実施 (14%)
- カ 使用教科書の採択 (3%)
- キ 学校要覧の作成 (6%)
- ク クラブ合宿の実施 (5%)
- ケ 進路指導方針の決定 (49%)
- コ 進学・修飾に係る推薦者の決定 (48%)
- サ 入学者選抜の実施 (2%)
- シ 卒業の認定 (8%)
- ス 指導要録の作成 (38%)
- セ 教科課程調書の作成 (2%)
- ソ 校務分掌の決定 (8%)

(3) 教頭として、起案の形で管理することについて、必要性をどの程度感じていますか。

- ア ととも感じている (33%)
- イ どちらかといえば感じている (56%)
- ウ どちらかといえば感じていない (8%)
- エ あまり感じていない (0%)

(4) 3でア、イと回答した方におたずねします。必要と感じる理由として適当なものをあげてください。(複数回答可)

- ア 決定権者がリーダーシップを発揮するため (14%)
- イ 責任を明確にするため (72%)
- ウ 処理手続きを適正に行うため (41%)
- エ 処理方法を効率よく行うため (9%)
- オ 担当教員に起案の徹底を図るため (19%)
- カ 開示請求へ対応のため (41%)

(5) 教員は起案文書作成の必要性を理解していますか

- ア よく理解している (6%)
- イ 大体理解している (41%)

- ウ あまり理解していない (52%)
 エ 全く理解していない (3%)
- (6) 教育活動について誰が主に起案していますか。実態に近いものを一つお答えください。
 ア 担当教員 (38%) イ 主任 (15%)
 ウ 教頭 (48%) エ 事務室担当者 (5%)
 オ その他 (1%)
- (7) 起案文書の発番はどのようにしていますか
 ア 事務長会のブンプロを使用 (54%)
 イ 従来通りの用紙に書いている (20%)
 ウ ブンプロと紙の両方を使用 (10%)
 エ その他 (2%)
- (8) 教育活動等の起案作業で、現状での課題は何だとお考えですか。(複数回答可)
 ア 担当者が起案の形で処理していない (38%)
 イ 起案の内容が不十分である (19%)
 ウ 意志決定の順序が不明確である (15%)
 エ 起案作成を管理強化ととらえている教員がいる (34%)
 オ 起案作成が煩雑である (23%)
 カ 計画的に起案作成がなされていない (28%)
 キ その他 (4%)

【考察】

(1)の ア、イを合わせて92%なのでほとんどの学校が起案の形で管理していることがわかる。

この現状は妥当であると考える。

(2)の ケ、コが高い数値を示しているが、これは各分掌、学年が従来通りの方法で行っているからである。進学又は就職に関わる推薦状の決定については、人権に関することと情報開示の面から起案は不可欠である。教頭のさらなる関与が必要である。今後情報開示の対象となる件についてはすべて起案書の形で保管するよう教頭の確固たる指導が欠かせないと判断する。また、スが38%であるが、これは起案の手順がはっきりしていないということが考えられる。

(3)の アとイを合わせて89%の教頭が起案の形で管理することの必要性を感じていることが明確である。その理由としては(4)のイに示されるように責任を明確にすることがあげられる。さらにカに見られるように、開示請求への対応として新しい体制づくりが必要と感じている。

(5)の アとイを合わせて47%で、ウとエを合わ

せて55%で、教員へは起案の必要性がまだ浸透していないことがわかる。教頭のさらなる指導が求められる。

(6)のウが48%であるが、これは教員の理解が不十分なので教頭がやらざるを得ないという現状である。また、イの結果から、主任がまだ育っていないということがわかる。

(7)でブンプロとはパソコンを利用して発番をとるものである。イが20%であるが、今後の情報化を考えたとき、アの方へ移行していく必要がある。そのためには職員室と事務室をLANで接続し、どこからでも使えるようにしていく必要がある。

(8)の ア、エ、カが高い割合を示しており、起案に対する教員の意識が低いことが最大の課題である。そのためには、教頭の指導力が必要と考えている。その際、起案しやすい方法を工夫することも必要なことである。例えば、学年・分掌等に使いやすい統一したフロッピーを配布しておくことが重要である。その上で起案書作成の意義と有効性について教員をねばり強く説得することにつきる。

Ⅲ 人事考課について

東京都では平成12年度より人事考課制度を導入し、自己申告書の提出、面接、授業観察等を通し、教員の業績評価を行った。そのことについて調査研究を行った。

1 自己申告書について

自己申告書は、校長が年度当初に学校経営方針を教職員に提示し、それに基づいて「学習指導」「生活指導・進路指導」「学校運営」「特別活動・その他」の4項目について取り組むべき目標や手だてを記入することになっている。

(1) 自己申告書の記入において、教員は校長の経営方針を

- ア 十分踏まえている (12%)
 イ 大体踏まえている (72%)
 ウ あまり踏まえていない (18%)
 エ 踏まえていない (1%)

(2) 教員の自己申告書には

- ア 個性・特色が十分表れている (10%)
 イ 個性・特色が大体表れている (58%)
 ウ 個性・特色があまり表れていない (30%)
 エ 個性・特色が表れていない (2%)

(3) 教員が自己申告書を記入した結果、変化がありましたか（複数回答可能）

- ア 校長の経営方針を理解して取り組むようになった。 (23%)
- イ 校長の経営方針を理解するが取り組みには至っていない (57%)
- ウ 校長の経営方針を意識していない (18%)
- エ 職員団体の指令通り書いているので変化はない (11%)
- オ その他 (6%)

(4) 教頭が自己申告書の提出により把握できたことは何ですか（複数回答可能）

- ア 教員の職務の取り組み状況 (45%)
- イ 意欲的に取り組む分野と領域 (54%)
- ウ 教員が意欲的に取り組まない分野と領域が把握できた (19%)
- エ 教員の職務の取り組みで得意・不得意の分野と領域が把握できた (29%)
- オ 本来教員が取り組むべき分野と領域に関心がないことがわかった (7%)
- カ 教員は職員団体の指令通り書いていることがわかった (13%)
- キ 教員の抱負がわかった (21%)
- ク 教員の要望や希望がわかった (39%)
- ケ 学級経営への姿勢がわかった (21%)
- コ 教育に対する情熱がわかった (18%)

(5) 自己申告書の記入の指導は誰が行いますか

- ア 校長のみ (2%)
- イ 校長・教頭の二人で (80%)
- ウ 校長と教頭が分担して (7%)
- エ 教頭のみ (7%)

(6) 教員は自己申告書の加筆訂正について

- ア 意欲的に取り組んでいる (4%)
- イ 取り組んでいる (51%)
- ウ あまり意欲的でない (33%)
- エ しぶしぶ取り組んでいる (5%)
- オ 拒否している (3%)

【考察】

(1)のアとイから84%が大体校長の経営方針を踏まえて書いていることがわかる。また、(2)のアとイより68%に個性・特色が表れていることがわかる。しかし、(3)のイが57%ということで、実際に取り組むところまでは至っていない。今後の教頭としての取り組みが求められる。

(4)において、アとイの結果からほぼ半数の教頭は自校教員の個々の勤務の取り組み状況と意欲的に行っている校務の分野と領域を客観的に把握している。この事実は学校運営上大きなプラス要因と考える。

また、(6)のウの結果は職員団体の意向が影響を与えているものと考えられ、加筆訂正についても同様のことが言える。

自己申告書を提出させて良かったことを聞いたところ「教育に対する意識が高くなり教員の意識改革に役立った」「教員の長所を発見できた」「指導のきっかけがつかめた」等があげられた。逆に、自己申告書を提出させて困ったことを聞いたところ「教頭の事務量が増大した」「記入が少ない教員がいた」「内容が不十分なものがあつた。」等、教員の指導に奮闘している教頭の姿が見える。

2 面接について

自己申告書が提出されると、その内容について全教員と管理職が面接することになっている。

(1) 面接の実施者は誰ですか

- ア 校長のみ (2%)
- イ 校長・教頭の二人で (79%)
- ウ 校長と教頭が分担して (10%)
- エ 教頭のみ (2%)
- オ その他 (3%)

(2) これまでに教員との面接を行った回数は何回ですか

- ア 1回 (20%)
- イ 2回 (68%)
- ウ 3回 (9%)
- エ 4回以上 (2%)

(3) 1回目の面接をいつから始めていますか

- ア 4月 (5%)
- イ 5回 (49%)
- ウ 6月 (37%)
- エ 7月 (3%)

(4) 1回目の面接の時間は平均何分ですか

- ア 60分 (2%)
- イ 50分 (12%)
- ウ 40分 (14%)
- エ 30分 (41%)
- オ 20分 (27%)
- カ 10分 (4%)

(5) 2回目の面接の時間は平均何分ですか

- ア 60分 (1%)
- イ 50分 (5%)
- ウ 40分 (3%)
- エ 30分 (29%)
- オ 20分 (39%)
- カ 10分 (9%)
- キ その他 (1%)

(6) 面接を行った結果はいかがでしたか

- ア 期待通りであった (7%)

- イ ほぼ期待通りであった (77%)
- ウ やや期待はずれであった (12%)
- エ 期待はずれであった (0%)

(7) (6)でア、イと答えた方にお尋ねします。理解できたことは何ですか(複数回答可)

- ア 教員の個性・特質が理解できた (50%)
- イ 教員の性格が理解できた (37%)
- ウ 教員の教育に対する姿勢 (54%)
- エ 教員の指導上の長所と短所 (24%)
- オ 教員の指導上の苦労や悩み (46%)
- カ 教員の本音と建て前 (25%)
- キ 教員の主義主張が理解できた (24%)
- ク 教員の生き甲斐が理解できた (5%)
- ケ 教員の趣味・趣向が理解できた (5%)
- コ 教員の勤務上の精神状態 (14%)
- サ 教員の資質の向上に向けての指導上の足がかりが理解できた (24%)
- シ 教員の校内における満足感 (14%)
- ス 教員の校内における不満 (31%)
- セ 教員の生徒指導上の苦労と悩み (33%)
- ソ 教員の保護者との対応上の苦労と悩みが理解できた (7%)

(8) (6)でウ、エと答えた方にお尋ねします(複数回答可)

- ア 教員は本音で話してくれない (3%)
- イ 管理職を意識して話している (15%)
- ウ 面接が円滑にはできなかった (3%)
- エ 面接の領域が絞りにくい (5%)
- オ 個々の教員に対応するための準備が十分でなかった (3%)

【考察】

(2)のイの結果はアンケートの実施時期が自己申告書の間接報告の時であり、最終報告で面接を行っているので年間3回となるのが大多数である。面接の時間は(4)のエと(5)のオの結果より、2回目が短くなっているが、これは中間報告についての内容なので、これほど時間がかからなかったと考えられる。

(6)のアとイで84%となり、教頭にとって面接は大いにプラスの要因となっていると判断できる。(7)のア、イの結果から教頭は教員の個人理解が深まり、校務運営上有力な情報を得ている。さらに個々の教員とのコミュニケーションが深まり、教頭の教員に対する理解力が高まる。事由意見でも「普段話す機会が取れなかった教員

とも話すことができた」など教員との交流が持てて良かったと書いた教頭が多かった。また、制度に反対する教員に対して苦労した内容や教頭の仕事が膨大になったことを訴える意見もあった。今後の検討課題であろう。

3 授業観察について

(1) 授業観察の実施状況についてお聞きします

- ア 全員実施した (82%)
- イ 一部授業観察拒否者がいる (16%)

(2) 授業観察を何回実施しましたか(教員1名あたり)

- ア 1回 (77%)
- イ 2回 (16%)
- ウ 3回 (1%)
- エ その他 (1%)

(3) 1回目の授業観察をいつから始めましたか

- ア 4月 (0%)
- イ 5月 (5%)
- ウ 6月 (14%)
- エ 7月 (3%)
- オ 9月 (26%)
- カ 10月 (37%)
- キ 11月 (13%)
- ク まだ始めていない (1%)

(4) 授業観察の実施形態はどのようにしていますか

- ア 校長と教頭と一緒に観察 (56%)
- イ 校長と教頭が分担して観察 (28%)
- ウ 校長が全教員の授業を観察し、教頭は都合の着くときに一緒に観察 (6%)
- エ その他 (6%)

(5) 授業観察の平均の時間はどのくらいですか

- ア 50分 (35%)
- イ 40分 (14%)
- ウ 30分 (26%)
- エ 20分 (14%)
- エ 10分 (1%)

(6) 授業観察に対する教員の反応はどうか(複数回答可)

- ア 年間指導計画や指導案を事前に提出した (12%)
- イ 反対もなくスムーズに実施した (48%)
- ウ 授業観察反対のチラシ等を授業時に手渡された (1%)
- エ 目的を生徒に説明するように言われた (15%)
- オ その他 (20%)

【考察】

(1)のイの結果から職員団体の影響で円滑に実施できない学校もあった。(2)のアや(3)のオやカの結果は管理職が授業観察について、教員との

協議に時間をかけた結果である。(6)のアとイの結果から約半数の学校では授業観察が円滑に実施されたことが分かる。オの内容は「希望しないと言う教員を説得するのにかなりの時間を要した」「反対もあったが全員実施にこぎつけた」など教頭の苦勞がにじみ出てくるものであった。実施した結果の自由意見では「教員の授業の様子が分かり、授業改善へのアドバイスができる」「実態が把握できる」「教員が姿勢を正す」「生徒の授業態度が改善される」など学校経営上効果が上がる例が多く報告されていた。

4 人事考課全般について

(1) 人事考課の導入について

ア 円滑に進んでいる	(22%)
イ やや円滑に進んでいる	(65%)
ウ あまり進んでいない	(11%)
エ 進んでいない	(1%)

(2) 業績評価を行うためにどのような内容を記録していますか(複数回答可)

ア 授業への取り組み方	(77%)
イ 学校行事への取り組み方	(65%)
ウ 部活動指導	(61%)
エ 出勤状況の把握	(60%)
オ 保護者との対応	(52%)
カ 退勤状況の把握	(44%)
キ 事務処理能力	(43%)
ク 出勤簿の押印状況	(41%)
ケ 教室の環境整備	(37%)
コ 清掃指導	(29%)
サ 自習時間に課題を出すかどうか	(18%)
シ その他	(9%)

【考察】

(1)のアとイの87%から、人事考課はほぼ円滑に実施されていると判断できる。東京都教育委員会の一連の学校改革の中で人事考課は最終段階に位置づけられており、教員も人事考課の導入については徐々に理解を深め、受け入れ体制ができつつある。(2)では業績評価を行うために教頭がどのような記録をしているかを聞いたものである。初年度のため、何を評価するかなど不十分な点も多くあり、今後の課題である。

IV ま と め

管理運営研究部第二委員会は、今大会に向け

て平成11年度以来本研究に取り組んできた。東京都教育委員会の一連の高校改革の激しい流れの中で教頭の職務の取り組みについて、「教頭の事案決定」「人事考課」の2点について研究した。

教頭が決定権者である事案決定の遂行について、現状では半数の教頭が円滑に運営されていると判断しているにとどまっている。また教頭自身の意識は半数が高まっていると応えている。この現実から「事案決定」については、教員の半数以上が起案の重要性をあまり理解していない中で多くが起案の形で管理されている事実は教頭のねばり強い教員に対する指導の結果であると判断できる。

「人事考課制度」の導入は大変あわただしいものであったが、管理職の真の力量が問われた。管理職は自己申告書の作成、面接の在り方、授業観察の視点について教員に十分説明し、議論と協議を重ねてタイムリミット内で人事考課を実施した経緯がある。教頭は各校において調整者及び評定者として教員個人と面接や授業観察の時程の設定に向けて長時間にわたる調整を行った。このねばり強い教頭の職責遂行が人事考課の円滑な実施の原動力となっている。

平成13年度は、全都立高校が期間を設けて授業公開を行うことや、「学校運営連絡協議会」を設置して、外部評価委員による学校評価を行うことが義務づけられている。

人事考課制度の導入を契機として、教員の意識の啓発を促すことが、これからの極めて重要な教頭の職務である。本研究の内容が教頭の職務の遂行において参考になれば幸いである。

〈研究協力者〉(○印 発表者)

大倉 範幸	(第四商業高校)
大矢 保雄	(狛江高校)
木嶋 智恵	(田園調布高校)
竿田 豊	(向島商業高校)
鈴木 敏夫	(台東商業高校)
田中 透	(東大和南高校)
津田 久枝	(富士森高校)
新妻 紘	(国際高校)
錦織 政晴	(稲城高校)
○針馬 利行	(練馬高校)
綿田 直樹	(調布北高校)

Ⅲ 高校教育研究部会

第1委員会（教育課程）

3. 学校週5日制並びに学習指導要領の実施に 24
向けた教育課程編成上の対応について

福嶋 順一（牛込商業高校）

第2委員会（教育対策）

- ※4. 学校外における学修の単位認定 30
— 新しい学習の場の拡大を求めて —

宮田 茂（江戸川高校）

（注） ※印は全国大会で発表したもの。

3. 学校週5日制並びに学習指導要領の実施に向けた教育課程編成上の対応について

東京都立高等学校教頭会
 高校教育研究部第一委員会

I はじめに

本研究会は、平成11年・12年度の研究において、新しい教育課程づくりに向けた教頭の役割と題し、総合的な学習の時間についてその実践例と問題点、また、教頭の果たすべき役割について研究を進めその成果を発表した。

いよいよ、平成14年度からは学校週5日制の完全実施、平成15年度には新教育課程による授業が始まる。新教育課程は各学校の特色を表す顔となるものである。学校週5日制で授業時数の確保が難しくなる一方で、「総合的な学習の時間」・教科「情報」の新設という課題を抱えながら、それぞれの特色を出すべく取り組む姿が見え始めた。

そこで、前年までの研究成果を活かし、現在の動きを知る一番の近道として、学校週5日制並びに新学習指導要領の実施に向けた教育課程編成上の対応について、取り組みと進捗状況・問題点等を明らかにした。また、教育課程の編成に参考となることを期待しつつ本研究に取り組んだ。

II 「アンケートの結果から

1 学校週5日制・新教育課程に向けて

(1) 卒業単位数の変化

- ①全体としては、年度進行で卒業単位を減らす傾向にある。
- ②平成14年度入学生の卒業単位数を検討中の学校が半数あり、平成15年度入学生の卒業単位数についてはほとんどの学校が未検討である。
- ③専門学科では資格取得等の関係もあり、もともと卒業単位数を多く設定している。また、卒業単位数を減らさない傾向が強い。
- ④大学進学希望者の多い学校では、学力向上を目指し卒業単位数を減らさない傾向がある。

【集計結果】

必要 単位数	11 年度	12 年度	13 年度	14年度		
				内定	検討	未計
74		1	1	4		
75						
76			5	1	2	
77				3		
78		5	6	3		
79		3	7	1	1	
80	18	9	5		1	
81	3	6	3	1	2	
82	3	2	1			
83	4	4	2		1	
84	3	1	1	1		
85	2	2	1	1		
86			1			
87						
88		1	2		1	
89		2			1	
90	4	1	1			
91			1			
92		1				
93	1					

(2) 卒業単位数削減の方向と問題点

各学校での単位数削減の状況がわかるように、以下その具体的回答例を抜粋する。なお、平成15年度入学生の教育課程についてはほとんどの学校が、未検討もしくは検討中であり、具体的な回答が記入されていたのは3校のみである。

－平成13年度入学生－

選択科目で調整（10校）

専門科目の削減（4校）

- ・現代文2 + 古典2 → 国語Ⅱ 3（2校）
- ・現代文3 + 古典3 → 国語Ⅱ 5
- ・数学Ⅱ 4 → 3（2校）
- ・数学C 2 → 0
- ・世界史 4 → 3

- ・世界史 B → A (2校)
- ・現社 4 → 3
- ・日本史 4 → 3
- ・地理 A 3 → 2
- ・英語 R 3 → 英語 II 2
- ・リーディング 4 → 3
- ・ライティング 3 → 2
- ・英語 II 3 → 2 (2校)
- ・ライティング 1 → 0
- ・体育 3 → 2
- ・家庭 2 → 1

－平成14年度入学生－

選択科目で調整 (5校)

専門科目の減少 (1校)

- ・国語 II 3 → 2 (2校)
- ・国語 I 5 → 4 (2校)
- ・国語 I 3 + 国語 II 4 → 国語 I 4 + 国語 II 2
- ・国語 II 4 → 3、3 → 2 (2校)
- ・国語 II 2 + 古典 I 2 → 国語 II 3
- ・現代文 2 + 古典 2 → 国語 II 3
- ・現代文 3 → 2
- ・数学 I 4 → 3 (3校)
- ・数学 II 2 + 数学 B 2 → 数学 II 3
- ・数学 II 3 → 2
- ・数学 C 2 → 0
- ・世界史 B → A
- ・現社 4 → 3
- ・地理 B 3 → 地理 A 2
- ・化学 4 → 3 (2校)
- ・化学 I B 3 → 化学 I A 2
- ・理科 I B 5 → 4
- ・生物 I B 3 → 2
- ・英語 I 4 → 3 (2校)
- ・英語 II 2 + リーディング 2 → リーディング 2 → 3
- ・英語 II 3 → 2
- ・ライティング 3 → 2
- ・体育 3 → 2
- ・体育 4 → 3 (2校)

－平成15年度入学生－

- ・国語 I + 古典 I 5 → 国語総合 4
- ・国語 II 3 → 2
- ・現代文 3 → 2
- ・数学 I 4 → 3
- ・数学 II + 数学 B 2 → 数学 II 3
- ・数学 C 2 → 0

- ・地理 B 3 → 2
- ・生物 I B 3 → 生物 I 2
- ・理科 5 → 4
- ・化学 B 4 → 3
- ・英語 II 5 → 4、4 → 3
- ・ライティング 1 → 0
- ・体育 3 → 2 (2校)
- ・家庭 2 → 1
- ・家庭科を3学年に移行
- ・情報 2 単位と総合的な学習 3 単位の導入

単位数を削減する教科は多岐にわたっているが、概ね次のような傾向がみられる。

- ① 選択科目の単位数を削減する (圧倒的に多い。)
- ② あえて言うならば、国語・理科・英語・数学等、総授業時数の多い教科から削減する傾向がある。
- ③ 科目を変更して削減する (B → A・国語 II → 現代文等)
- ④ 専門学科では、教科「情報」を先取りし、関連の専門科目で読み替えを実施する。
- ⑤ 学年を超えて分割履修する科目について総時数の中で削減する。

問題点としてあげられたものは次のとおりである。問題点の解決をどのように図るかで、教育課程編成の良否が決定することを踏まえ、ここでは少数意見も含め全てを列挙する。

- ① 教科間の調整が困難である。(圧倒的に多い)
- ② 「総合的な学習の時間」をどの学年に何単位設定するか。
- ③ 1、2年次での必修科目の単位数の削減は学力維持の面から望ましくない。
- ④ この機会に、少人数教育や習熟度別学習を考えたが、教室等の施設面で無理がある。
- ⑤ 「総合的な学習の時間」・教科「情報」の導入は、学校週五日制での総時間数の減少を考えると、新教科を更に導入することに困難を感じる。
- ⑥ 進学指導を考えるとこれ以上国・英・数・社・理は減らせない。
- ⑦ 授業時数と1単位時間をどの位に設定するかが大きな課題である。

(3) 考 察

東京都教育庁指導部が出している「学校経営に関する資料」（平成12年度版）に、平成12・13年度卒業生と平成14年度卒業生の卒業までに履修・修得させる単位数の調査結果がある。この資料からも卒業単位数の減少傾向ははっきりとうかがえる。しかし、学校週五日制授業と新教科「情報」・「総合的な学習の時間」の必修が決定しており、総枠が減少しているにもかかわらず新たに増える教科にどう取組むかでなかなか調整が進まない現状がある。また、現状では履修させる単位数と修得させる単位数との差が0である学校が2/3を越えているが、今後教育の質の低下を防ぐ点や学校の個性化・特色化を図る意味から考えると、履修と修得の単位数の差は開く方向に進むと考えられる。

今回の調査で浮き彫りになったのは次の点である。本来、教育課程は、生徒の個性を伸ばすため自校の特色をいかに発揮するかといった目的を達成するための具体策であらねばならないはずである。しかし、今回の改定に当たっては教科間の時間の奪い合いといった感がする結果であった。さらに新教育課程の完全実施に合わせ、各学校の個性化と特色ある教育課程の編成という大きな命題の前で、自校が進むべき方向性を模索してはいるが発見できずにいるもどかしさが感じられた。

2 新たに設定される教科への対応

(1) 「総合的な学習の時間」

平成12年度より新教育課程への移行措置として「総合的な学習の時間」を導入することが認められているが、平成13年2月の時点では、導入についてまだ検討中の学校が多い（有効回答34校中、決定済10校、検討中23校、未検討1校）。移行期から取り組む学校は、25校中12年度より3校、13年度より1校、14年度より2校と比較的少ない。ほとんどの学校（19校）が、移行段階では実施せず、平成15年度の新課程実施から導入する予定で検討を続けていることがわかった。

また、専門学科の学校では、課題研究で代替えることを決定している学校が5校ある。本委員会が昨年度取り組んだ「総合的な学習の時間」に関する研究においても、専門学科の課題

研究として取り組んでいる内容に「総合的な学習の時間」の導入を考える上で参考となる事例が多く見られた。

単位数については各学年で1単位ずつ、3年間で3単位として実施する予定の学校が多い（15/19校）。しかし、3年生で3単位、また2年生1単位・3年生2単位とする学校がそれぞれ2校ずつあった。

授業の形態は、時間割に位置付けて1単位時間を当てて実施する学校（14/17校）がほとんどであるが、期末考査後の時期に集中的に実施しようとする学校（3/17校）もあった。ただし、これは通常の授業期間中であり、集中的な「総合的な学習の時間」の実施は困難と考えられる。長期休業中を考えている学校はなかった。

実施内容では、進路学習が最も多く（7校）、テーマ学習（2校）、国際理解教育、心身の健康・安全などを予定している学校もある。また、1学年の「総合的な学習の時間」では、上級学年での専門教育・選択科目等のガイダンスに活用しようとする例もある。

(2) 教科「情報」

教科「情報」の検討については遅れている学校が多く（37校中、決定済10校、検討中18校、未検討4校）、「総合的な学習の時間」より一層未検討の学校が目立つ。

これは次の項目でも示したが、担当する教員の養成が進まない状況で、誰が担当するのが見えてこないこと、パソコン室へのインターネット導入事業が進まないこと、パソコンの機種更新が予算面から制約を受けるなどの機器への不安があることなども影響しているものと考えられる。

教科「情報」を移行期から置こうとする学校は、20校中、14年度入学生からの1校のみで、他の19校は15年度からの実施予定である。

また、専門学科では「情報技術基礎」で代替える学校が7校ある。専門学科では「総合的な学習の時間」における課題研究と同様に、代替える学校が多いものと思われる。

どの学年に何単位置くかについても、未検討の学校が多いが、検討済みの学校では、単位数は1学年で2単位が2校、3学年で2単位が4校、1・2学年で各1単位が1校であった。

教科「情報」を1学年で実施し情報リテラシーを獲得させることは、2学年以上で履修する他教科の学習で活用することを考えれば望ましいが、必ずしもそうはならない状況である。一方、専門学科における「情報技術基礎」は1学年に置かれており、合理的な配置と考えられる。

(3) 「総合的な学習の時間」・教科「情報」を導入するに当たっての問題点

この項目については自由記入としてもらい、項目ごとに整理した。

①「総合的な学習の時間」

- ・内容、実施の方法 4校
- ・担当者の決定 4校
- ・教室の不足

②教科「情報」

- ・担当教員（指導者）の確保 4校
- ・機器の更新整備（インターネット対応等） 3校
- ・パソコン教室使用に関する他教科との調整 2校

③両者に共通するもの

- ・時間の設定が難しい（電気工事士の資格取得のため、受験対応の学力維持のため等） 4校
- ・教員の理解（意識改革） 2校
- ・教員一人当たりの指導生徒数が多いと困難である

この結果から、新たな教科の導入に伴う指導体制の確立にとまどっている姿が見えてくる。

第一に、教科の内容や新教科に取り組む意識の持ち方等である。

「総合的な学習の時間」については、特に内容や担当者の決定に苦労している学校が多いことが分かる。

教科「情報」では、教員免許取得の講習が現職教諭を対象に実施され、教科「情報」の教諭が配置される計画であるが、まだ具体的な教員配置の予定が見えてこない。また、全校にパソコン教室が設置されているものの、パソコン教室へのインターネット導入事業が平成13年度より始まったばかりであり、既存の機器の更新が進まないためインターネットを活用する授業に不安があるなどの状況もある。

第二に、学校週五日制の実施によって総授業時間数が減少する中で、新しい必修科目を導入するために何を削らなければならないかという問題である。

専門学科では資格取得のための講座など、単位数を減らすことができない科目がある。また、普通科でも、大学進学希望者が多い学校では、大学進学に対応できる学力の育成を目標に教育課程の編成を考えている。このような学校の中には、45分7時間授業の導入によって、授業時間数の確保を図ろうとしているところもある。

3 教育課程から見た自校の特徴

新教育課程の編成は、各学校の教育目標や重点目標を具現化する重要な機会である。教育課程によって、その学校の特色が決まる。

教頭は、校長の学校経営方針に沿い、各学校の個性や特色をどのように発揮しようとしているのかを所属職員に明確に意識させ、教育課程の編成に当たりリーダーシップを発揮していかなければならない。

この調査時点では、教育課程の編成基準もまだ示されておらず、教育課程の編成が十分に行われていない状況であったため、学校の特色をアンケートに記載した学校は少なかった。

記載があった例は、次のようなものである。特徴として、二期制や45分7時間授業の検討、「総合的な学習の時間」の中で地域の特色を生かそうとするもの、学力の向上に取り組もうとするもの等が見られた。

ア. 制度面での特色

- ・二期制を検討している 3校
- ・1単位時間45分、1日7時間授業を検討 3校
- ・2学年より、類型を設置する 2校
- ・2学年で機械系電気系にクラス分け、3学年で5類型とする
- ・農業科で類型を実施する
- ・選択制を積極的に取り入れ、進路希望に合わせた選択を可能にする 2校

イ. 教育内容での特色

- ・課外で行っていた進路指導、生活指導を「総合的な学習の時間」に行う
- ・地域性を生かして国際理解教育を行う
- ・地域との連携を行う

- ・理科教育の充実（2学年までに4科目必修）
- ・大学に進学できる学力をつける
- ・基礎学力をつける
- ・体験学習の導入

4 3学年での履修単位数について

平成14年度から完全学校週五日制が実施され、平成15年度の新教育課程を前倒しして卒業に必要な単位数が74単位でよいことになる。

都の指針では、全日制課程では1・2学年でホームルームを含めてそれぞれ30単位以上を履修することになっているので、卒業単位数が74単位となると3学年では最低16単位を修得すれば卒業できることになる。計算上、1日2～4時間の授業を受ければよいことになる。

アンケートの結果によれば、多くの学校で自由選択科目は1～2校時と5～6校時に、必修科目は3～4校時に置かれているので、選択科目の履修時数を少なくすれば、3校時から登校する生徒や午後は下校する生徒が増えることにもなりかねない。

これまで、都立高校では生徒が通える範囲に補修を行う塾や予備校が多いため、午後は学校の授業を受けずにそのような機関に通う例が見られた。また、生徒の多様化から、学習意欲のない生徒を卒業単位として必要のない科目の授業に引きつけておくことが困難であるとして、あまり多くの科目を履修しなくても良いことにしている学校もあった。

これらのことから、卒業単位数の減少によって生徒の学校離れの傾向を助長しないかとの不安があった。

しかし、実際には、新教育課程においても33校中12校は午前中、13校は6校時まで生徒が学校にいるようにしようと考えていることが分かった。したがって、卒業単位数についても最低の74単位ではなく、多めに履修させる例が多くなっている。

午前中まで生徒を学校におきたい（履修単位78～80に相当）と回答した学校は、「生徒指導上の問題」や「単位を一部修得できなくても卒業できるように」という理由が多かった。

また、6校時までとした学校は専門学科に多く、「専門学科では履修科目が多く、自由選択を取り入れる余地がない」「専門制を低下させ

ない」等が理由であった。

その他、午前中または6校時まで学校に生徒を置くべきと回答した学校に共通して「学習に取り組ませるために授業時数を確保すべき」という意見が多かった。

一方、最低単位でよいとした学校も3校あり、「ゆとりを持たせたい」「生徒の変化への対応」が理由であった。

Ⅲ ま と め

学校週五日制の完全実施によって授業時間数が減少する一方で、新教育課程の実施に伴い「総合的な学習の時間」と新教科「情報」が導入される。

「総合的な学習の時間」は、教科・科目の枠を取り払った横断的・総合的な学習活動を、生徒主体で行える内容であり、各学校の創意工夫によって、従来の教育活動とは違ったアプローチで、自ら考え、自ら学ぶといった「生きる力」をはぐくむことができる。

また、新教科「情報」は、IT時代において情報リテラシーを育成し、向上させていく内容で、これからの時代において必要性の高い教科といえる。

一方で、これまでにあった教科でも、基礎基本を大切にした指導に十分な時間を確保する必要性はますます高まっている。さらに大学進学を希望する生徒が多くいる学校や、資格取得を重視している専門学科の学校においては、生徒の希望を実現させる教育活動を優先させたいという学校の思いと、生徒・保護者からの期待がある。

このように、新教科の導入と既存の教科の重視を両立させようとする、各学校がそれぞれの実態に合わせて、かなりの工夫をしなければならない。すでに、二期制の導入や45分7時間授業を実施したり検討している学校がある。また、3学年での選択科目の在り方を検討することも一つの方策である。さらには、週休日となる土曜日や長期休業期間の活用等についても検討する余地がある。いずれも、これまでの単なる教育課程改訂時の対応を越えた、かなり大きな変更である。

また、実際に教育課程の検討に入った学校では、教科間の時間数の取り合いの例が見られた。

しかし、教頭は学校の進むべき道を見誤らせてはならない。広い視野と先見性を持ち、自校が社会に果たすべき役割を踏まえて、進むべき道を示す。教職員に勝る知識や情報を持ち、より多くの具体例を示すことで教職員の考えをまとめ、よりよい教育課程の実現を目指さなければならない。

今こそ教頭が先頭に立ち、校長の学校経営方針を具現化し、都民の期待に応えられる学校づくりに邁進しなければならない。

〈研究協力者〉（○印は発表者）

小林 幹彦	大森高等学校
武山洋二郎	元 田柄高等学校
小池 幸彦	大森東高等学校
山下 貢	千歳高等学校
正角 良子	武蔵丘高等学校
星野喜代美	富士高等学校
小林 淑訓	飛鳥高等学校
吉田 定良	赤羽商業高等学校
○福嶋 順一	牛込商業高等学校
瀧上 文雄	蔵前工業高等学校
石坂 政俊	小石川工業高等学校
松浦 啓介	山崎高等学校
初見 豊	武蔵村山東高等学校
斎藤 眞理	元 大泉北高等学校
和田 盛二	神代高等学校



4. 学校外における学修の単位認定

— 新しい学習の場の拡大を求めて —

東京都立高等学校教頭会
高校教育研究部第2委員会

I はじめに

本委員会では、12年度まで「総合的な学習の時間」、「新教科『情報』」について、都立高校を対象とするアンケート調査を行い、実施上の課題、実施に当たって教頭の役割を、事例を踏まえて研究してきた。

今回は、平成15年度から新教育課程が年次進行で実施されることに伴い、都立高校が「学校外における学修」について、どのようにとらえ、どのように自校の教育課程に活かそうとしているかをテーマにして、2月にアンケート調査を行い、研究してきた。

全日制の都立高校208校のうち150校から回答されたアンケート調査の結果を踏まえ、「学校外における学修の単位認定」について、導入の有無や導入形態、導入成果、導入にあたっての教頭の役割等、事例を踏まえて考察した。

まず、「高等学校の生徒の学校外における学修」の成果の認定については、これまでも、専修学校における学修の成果と技能審査の結果について、認められていたが、さらに、平成10年の学校教育法施行規則の改正により、「単位認定の対象となる学校外における学修」が拡大されることとなった。

「学校外における学修の単位認定」の対象となるものは、漢字検定、硬筆・毛筆検定、実用英語技能検定（3級～1級）、情報処理検定、全国家庭科技術検定、ワープロ技能検定をはじめとする各種検定、大学における学修、ボランティア活動、インターンシップなどがあげられる。

これらの「単位認定の対象となる学校外における学修」の機会を、文部省（当時）が拡大した主旨は、

- ① 生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化をふまえ、学修の機会を増やすこと
- ② 生徒の自ら学ぶ意欲を喚起し、生涯にわたって学修できる力の育成を図ること
- ③ 学校の中での教育だけでなく、学校の外にある教育力を広く学校教育に活用することを

目指すである。

そこで、学校外における学修を導入するにあたっての観点としては、生徒が単位を取りやすくする、あるいは卒業しやすくするためではなく、通常の教室での学修を充実させるとともに、教科の学習の基礎・基本の上に立ち、「学校外での学修」をその趣旨に沿って活用して行くことが重要となる。

平成10年度以前においても、既に専門学科や一部の普通科高校では、生涯の学修意欲を高めるために、様々な検定等を受けさせることで、学意欲を高めるなどの大きな成果を得ている。

東京都教育委員会では、「高等学校の生徒の学校外における学修の単位認定に関するガイドラインについて」（平成10年度文部省「高等学校教育多様化実践研究委嘱」報告）を参考に検討を重ね、都立高校での学校外における学修の単位認定に関する指針を、次のように定めている。

- ① 「単位認定の対象となる学修の範囲」は高等学校教育の目的や水準に相当するもので、学校教育法施行規則第63条の4並びに文部省告示第41号（平成10年3月27日）によって定められた学修である。
- ② 学習指導要領に定められた必修修教科・科目は、当該学校において履修させることとし、学校外における学修をもってこれに代えることはできない。
- ③ 単位の認定権物は、各学校の校長とする。
- ④ 全日制課程、定時制課程、通信制課程の生徒に適用される。
- ⑤ 認定できる単位数の限度は、20単位までとする。
- ⑥ 認定された「学校外における学修」の単位は、卒業に必要な単位数に含めることができる。
- ⑦ 単位認定の時期は、原則として、学習の成果が認められた年度の対応する教科・科目または「学校設定科目」の単位を認定する時期とする。

- ⑧ 単位認定にあたっては、評価は行わず単位の認定のみとする。
 - ⑨ 単位認定にあたっては、事前に連携する機関や団体の制度の主旨を十分伝え、実施上必要があれば協定を結ぶなど、共通理解をもつようにする。
 - ⑩ 大学等における学修は、原則として、対応する教科・科目に位置付ける。
 - ⑪ 各種学校や予備校における特別進学指導に関わる学修の成果は対象としない。
- 等である。

II アンケート調査とその分析

都立高校における「学校外における学修の単位認定」の取組み状況は次の通りである。

- ・導入している …………… 23校 (15%)
- ・導入していない …………… 127校 (85%)

この数字が示すように、都立高校ではほとんど進んでいないのが現状である。

1 導入している学校の実態

「学校外における学修の単位認定」を導入している学校の実態について以下にまとめる。

(1) 分野

「学校外における学修の単位認定」を実施している分野は次の通りである。

- ① 高校大学連携 …………… 4校
- ② 専門学校(専修学校)聴講 …… 1校
- ③ 都総合技術センター実習 …… 1校
- ④ 英語検定 …………… 11校
- ⑤ 漢字検定 …………… 9校
- ⑥ ④⑤以外の技能検定 …… 9校
- ⑦ インターンシップ …………… 4校
- ⑧ ボランティア活動 …………… 3校

英語検定・漢字検定等の技能検定は、対応する科目、認定単位数など、文部省の指針があるので、学修の単位認定がしやすく、取組んでいる学校も多い。

また、英語検定・漢字検定以外の技能検定についても、専門学科において同様の理由で取組んでいる。

「学校外における学修の単位認定」の趣旨は、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態をふまえ、学習の選択幅を拡大するとともに、自ら学ぶ意欲の向上により、生涯

にわたる学習の基礎を培うところにある。その意味では、高校大学連携・インターンシップ・ボランティア活動等の分野は、これからの取り組みが期待される場所である。現在のところ実施している高校はわずかであるが、「III 事例と考察」で紹介する。

(2) 単位認定の取り扱い

分野によって、次のように分れている。

高校大学連携等・インターンシップ・ボランティア活動は、学校設定教科・科目として位置付け、時間を目安に科目の単位数を決めて認定しているところが多い。

また、技能検定については、例えば英語検定は英語Ⅰといったように、学習指導要領で示された教科・科目の増加単位として、基準どおりの単位数を認定しているところが多い。

(3) 導入した動機

- ① 地域の要望 …………… 0
 - ② 生徒の多様化への対応 …… 16校
 - ③ その他 …………… 7校
- ・柔軟な教育課程・フリーター防止・学習意欲の向上・望ましい勤労観、職業観・校内設備の不足・生徒の意欲の評価・養護学校との交流等

「学校外における学修の単位認定」を導入した動機については、その他に書かれていたそれぞれの項目も含めて「生徒の多様化への対応」と集約することができる。

英語検定・漢字検定等の技能検定は、単位認定することで、それぞれの教科の学習に意欲的に取り組む姿勢を生徒に喚起する効果がある。

また、学校外における学習は、体験的な学習や学校ではできない学習を通して、生徒の進路実現への意欲や、興味・関心を引き出すために効果がある。

「学校外における学修の単位認定」を導入した高校は、教育課程を弾力化することによって、様々な個性をもった生徒に対応することを目指した。

(4) 導入後の対応

「学校外における学修の単位認定」を導入した高校へのアンケート調査によると、保護者、生徒、教員とも好評であったと報告されている。その主な理由は以下のとおりである。

- ① 保護者の反応
- ・学校外での生活体験を生徒は浴している
 - ・進路について主体的に考えるようになった
 - ・資格取得に対する意欲が生まれた
- ② 教員の反応
- ・技能検定受検の生徒に意欲が生まれた
 - ・特に興味・関心の高い生徒には好評
 - ・学校では身に付けられない力がついた
 - ・就業体験が進路実現に有効
 - ・進学目的が明確になった
- ③ 生徒の反応
- ・学習に対する意欲が生まれた
 - ・興味関心があることなので楽しい
 - ・検定合格の喜びを味わった
 - ・自分の適性が分かった
- これらのコメントの中に、「学校外における学修の単位認定」の目指すものが獲得されている。

2 導入していない学校の実態

都においては、前述の「学校外における学修の単位認定の対象の拡大について（通知）」（10教指高第167号）による、「学校外における学修の単位認定」の趣旨が、施行2年目の平成12年度において、各学校に十分に浸透していないのが実情である。

まずは、「導入していない」学校について、「学校外における学修の単位認定」を導入することについての回答と代表的なコメントをまとめてみた。

- (1) 導入が決定している …………… 1校
- ・平成13年度より、高校大学連携を導入。協定した4大学に行き、講義を受けることで、6単位まで認定する予定。（普通科）
- (2) 導入を検討している …………… 18校
- ・平成15年度に向けて取組む予定だが、内容は未定。（商業科）
 - ・平成14年度にインターンシップを導入予定。（商業科）
 - ・平成15年度に課題研究のかたちで、インターンシップ、工業資格認定を導入予定。（工業科）
- (3) 導入したいが現状では困難 …………… 15校
- ・平成9年度、10年度に教務部が中心になっ

て検討したが、課題が山積みで導入する余裕がないというのが現状である。生徒が生き生きと取組めるものを提供するために、今後検討していくべきだと考える。

（普通科）

- (4) 導入しない …………… 11校
- ・本校の現状では校内の教科・科目の単位認定だけで十分である。部活動が盛んなので、ほとんどの生徒が部活動で時間とエネルギーを取られている。したがって導入する予定はない。（普通科）
 - ・生活指導重点校においては、自校での単位を習得させることが最も重要な課題となっている。高校のレベルとしては非常にやさしいと思われる授業内容でさえも、まじめに学修できない生徒が、学校での学習態度にかかわらず、校外で単位が取れるとしたら、学校の存在があやしいものになる可能性がある。（普通科）
- (5) 検討していない …………… 66校
- ・導入を早急に検討する予定であるが、新教育課程編成、総合的な学習の時間の検討に時間を取られている。（普通科）
 - ・生活指導に重点を置いている。このため、統一した指導ができることが重要だと考えている。しかし、多様な体験をさせることの利点も捨てきれない面がある。（工業科）

以上のように、「学校外における学修の単位認定」について導入が進んでいない事情は、先にも述べたとおり、その趣旨が十分に学校に浸透していないことが大きな要因である。教育課程への必導入分野ではないことから、次のような理由で、検討もなされていないのが実情である。

- ・必要性がない
- ・生徒の実情に合わない
- ・教員の意識が高まっていない
- ・他の課題が山積しているため、検討する時間がない

しかし、他校の実態を見ながら、新教育課程編成の作業の中で、検討していく予定の学校も多数見受けられる。導入している学校の実例は多いに参考になるものと思われる。

3 まとめと課題

「学校外における学修の単位認定」は、まだ始まったばかりの取組みであり、導入している都立高校はわずかに23校（アンケート回答の150校中）である。今回のアンケート調査をもとに考察した結果を次にまとめる。

「学校外における学修の単位認定」の取組みは、次の二つの分野に大別できる。

① 生徒の主体的な学習

英語検定・漢字検定・その他の技能検定等

② 学校外における学修

高校大学連携・インターンシップ等

それぞれの取組みの特長は次の通りである。

英語検定等の取組みは、基本的には学校での教育活動の延長線上にある。したがって、教育課程上に特別の設定を要しない。生徒の主体的な学習にゆだねられている。検定の試験を実施し、合格の有無によって単位を認定することになる。その基準の目安も決められている。その意味では取組みがしやすい。

実施校の報告によると、希望生徒はそれほど多くないものの、意欲的に学習する生徒を評価することができるとともに、単位認定をすることで、その後の生徒の取組みを助長できるという点で効果的である。

高校大学連携・インターンシップ等の学校外における学習については、今後の教育活動に新しい展開をもたらすものである。そのため、教育課程上での位置付け、連携先の開発、目的・計画・内容等の検討など、様々な準備が必要となる。したがって、校内体制をつくり、研究協議を深める、学校独自の取組みをする必要がある。

しかし、実施校の報告によると、在り方生き方教育、進路開拓及び進路実現、個に応じた教育など、学校での教育活動を補完するという意味で、効果的な取組みになる。

「学校外における学修」は、「総合的な学習の時間」のように必ず実施しなければならないものではない。しかし、今回のアンケート調査をもとにした研究を通して、「学校外における学修」は、新学習指導要領に示された教育を推進するために有効であり、必要なものであると考える。それぞれの学校の実情にあ

わせて、「学校外における学修」への取組み、単位認定をすることで定着させていくべきであると我々は考える。

Ⅲ 事例と考察

都立高等学校教育第2委員会では、先のアンケート調査をもとに「学校外における学修の単位認定」の参考となる事例として、特に「高校大学連携」と「インターンシップ」を取上げ、調査・検討してきた。以下にその概要を示す。

1 高校大学連携

都立A高校の場合

都立A高校では、「大学で学ぶことを体験させ、大学に進学することの意味を考えさせる」ことを目標とし、平成12年度からB大学の商学部と「キャンパスインターンシップ」と呼ぶ、大学との連携教育を行っている。

① 平成12年度の流れ

3月1日 連携教育推進委員会発足

3月10日 大学キャンパスにて調印

4月12日 「学校設定科目」「学校設定教科」の教育委員会への設置申請

5月17日 生徒への説明会・面接

6月下旬 生徒による講義内容の研究

7月中旬 直前指導（受講に関する諸連絡、諸注意）

7月26日 直前指導

28日 ビジネス英語、図書館見学

29日 多国籍企業論、図書館情報検索

31日 消費物行動論

8月1日 パソコンで学ぶ経済学

9月上旬 事後指導、生徒の報告書作成

② 単位の認定

ア 教育課程への位置づけ

教科名「校外学修活動」

科目名「大学等における学修」

認定する単位数「通年コース」2単位

「ゼミコース」1単位

イ 単位認定の要件

大学より発行される「修了証」

大学より発行される「受講状況」

生徒本人が提出する受講レポート

事前指導、事後指導の状況報告

ウ 単位認定の審査

学校における「連携教育委員会」の中に、審査委員会を設け、「単位認定の要件」を審査し、成果が修められたと判断した場合、審査委員会が認定の手続きを行う。

審査結果は成績会議に報告し、校長が単位認定を行う。

また、このキャンパスインターンシップに参加することが、B大学を受験することと、全く無関係であることも大学と高校で確認している。

③ 生徒の様子

A高校は、東京の東部にあるため、生徒がB大学に行くには2時間以上かかることが考えられる。

そのため、通年で大学に行くことはできず、夏季休業中の4日間に、県立神奈川C高校、埼玉県立D総合高校の生徒とともに、A高校の生徒14名が参加し、講義を受けた。

生徒の参加理由は多くは、
「大学の雰囲気を知りたかった」(10名)
「高校とは違う分野を学びたかった」(4名)
「志望学部が合っているか確認したかった」
(4名)

であり、大学の学習内容等に関心が強い生徒が参加している。

大学では、高校生向けに講義を組み立て直して、生徒が興味・関心を持てる内容を用意した。

全体的に、受講した講義については、
「とても分かりやすかった」(2名)
「やや難しかった」(6名)

と答えている。中でも、学校で学習していなかったインターネットの実習授業は難しかったようである。

④ 考察

12年度の参加者14名の内、3名がB大学に進学した。また、B大学の合格者が昨年度2名から6名に増えた。参加生徒の大学に寄せる関心は高まったことは確かである。

この取組みを成功させるカギは、高校大学の連携を密にした協力であった。

また、大学の講義をそのまま受けさせるのではなく、高校生にあったプログラムをつくり、高校生が興味と関心を持てるような教材

づくりをした大学側の努力にもある。

13年度は、都では6校を「高校大学連携教育」推進指定校にした。

今のところ、大学の教授の出前講義、講演依頼、通年の講義受講、短期ゼミ等が考えられているが、大学側は、高校側の要望や情報を基に、その在り方を模索している状況もあり、高校がどこにねらいを置き、どのように実施するのがよいかを明確にして実施することが重要である。

教頭は、実施するまでの校内の組織やルールづくり等の環境整備、教職員の理解と協力を得ていくことが大切である。

A高校では、多様な生徒の進路にあった様々な形の高大連携をめざし、実施する大学の数や学部の種類を広げていくという。

まだ緒についたばかりの高大連携であるが、いずれは、生徒の指導にあたり、高校が大学に情報を提供してもらったり、必要があれば、大学の研究室に指導をお願いしたりすることがスムーズに行え、真の意味の連携が行える日がくるものと確信している。

2 インターンシップ

東京都教育委員会においては、中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の答申、新高等学校学習指導要領の「望ましい勤労観・職業観の育成等を図る」ということを受けて、平成11年10月に策定した都立高校改革推進計画・第2次実施計画の中で、インターンシップを積極的に推進することを計画した。

そこで、本委員会では、「学校外における学修の単位認定」という視点で、インターンシップについて、調査・検討をした。以下に、E高校の事例の概要を示す。

① インターンシップ導入の理由

現代の若者

仕事に対する若者の意識が薄い。

そのため、自己の能力を発揮できずに1年以内に離職する。

設置の理由

本校の生徒の職業に対する意識を高め、望ましい職業観や勤労観を養う。

② 実施計画及び実施経過

3月 インターンシップ推進委員会発足

4月 受け入れ企業の開拓

5月 P T Aへの理解と協力依頼

6月 実施要綱決定
生徒への希望調査
受け入れ企業への依頼
資料作成

7月 事前指導、健康診断等
企業との打ち合わせ
実施
就業体験視察及び指導
日誌の作成指導と点検
事後指導

9月 体験報告会

③ 実施内容

受け入れ先

保育園・福祉施設・菓子製造業・病院

対象 希望生徒

内容 それぞれの事業所における就業体験

事前指導

目的意識とマナーの育成

- ・インターンシップ社行会の実施
- ・受け入れ先への挨拶廻り

安全確保と健康管理

- ・保険の加入と健康診断の実施

実施中の指導

受け入れ先への出向・指導

生徒の取り組みの把握

インターンシップ日誌の作成

事後指導

報告会の実施（体験発表）

④ 実施後の成果

生徒の成長

- ・就業体験が進路決定に結びついた
 - ・社会性（挨拶・敬語・態度）が身に付いた
- 地域社会との連携
- ・地域社会に学校を理解してもらえた
 - ・地域の人々が学校を支援する体制ができた
- 募集対策への効果
- ・学校の特色化につながった
 - ・応募者が増えた

⑤ 生徒の感想

保育園

- ・授業でできなかったことができたので勉強

になった

- ・今回の体験で得た知識や保育士の仕事が僕のこれからの人生で、血となり肉となる

福祉施設

- ・お年寄りと接するときの目的や意味なども教えていただき、勉強になった
- ・お年寄りとのコミュニケーションが何より大切だということが実感できた

菓子製造業

- ・親身になって教えてくれたので、自然に体で覚えた
- ・自ら行動することにより、いろいろ得ることができると分かった

病院

- ・看護婦の仕事が具体的に分かり、看護婦になるという気持ちが強くなった
- ・看護婦として何よりも大切なことは、笑顔と明るい表情だということが分かった

⑥ 今後の課題

希望者から全員へ

- ・生徒への動機付けと就業体験への意欲の喚起

- ・マナー等の日常的な指導との連携

- ・受け入れ先の開発

校内体制の整備

- ・担当分掌等の位置づけ

- ・教職員の意識改革

- ・学校全体としての取り組み

教育課程への位置づけ

- ・教科指導との連携

- ・評価の仕方等の研究

- ・単位認定の仕方

⑦ 考察

インターンシップは、E校の事例からわかるように、

- ・生徒の興味・関心をもとに、能力・適性を引き出し、進路決定に結びつく
- ・開かれた学校づくりとして地域社会との連携の強化に結びつく
- ・学校の特色化に結びつき、募集対策に効果的である

など、校内における教育活動にはない効果がある。また、高校生に勤労観・職業観を養うことができるという点で、今後多くの学校で取り組んでいくよう、検討する必要がある。

本委員会では、インターンシップの導入に当たって教頭として留意する主な点を次のように整理した。

- ・教職員の意識改革と組織作り
- ・受け入れ先の開発とニーズの調整
- ・生徒の安全確保と保険への加入
- ・教育課程への位置づけと教科指導との連携
- ・生徒への指導体制の整備など

インターンシップについては、今後単独の研究テーマとして研究する必要があると考えている。

IV おわりに

東京都においては、学校外における学修として、インターンシップのもつ意義にかかわらず、導入している学校がまだ少ない状況である。

導入の意義については、どの学校の教頭も認めているところであるが、実際に導入となると、検討の段階でいくつかの問題点が出てくるというのが実態であろう。

次の意見は、導入の課題について、典型的なものと思われる。

「生活指導重点校においては、自校での単位を修得させることが最も重要な課題となっている。高校のレベルとしては非常にやさしいと思われる授業内容でさえも、まじめに学習できない生徒が、学校での学習態度にかかわらず、校外で単位が取れるとしたら、学校の存在がありがたいものになる可能性がある」（F高校）

多様な個性を抱える学校の、偽らざる感想である。

不本意入学、無目的学校生活、学習不適応、基本的生活習慣の未定着等、多くの課題を持つ生徒の関心を少しでも学校に向けさせようと、普段の授業での取組みに精力を傾けている学校の教員にとって、学校外における学修は、「教室での授業」のアイデンティティを希薄にするという不安は拭い去れない。

しかし、だからこそ、生徒の可能性を引き出す契機としての学校外における学修の意義は大きいといわざるを得ないだろう。

「高等学校の役割をもう一度検討すべき。学力低下の問題もあり、学校のあり方を本質的に検討すべき」（G高校）という意見が象徴的である。

〈研究協力者〉（○印は発表者）

内田 和博（日比谷高等学校）

村井 信彦（明正高等学校）

木部 貞善（元 芸術高等学校）

横山 芳夫（杉並工業高等学校）

吉兼 元幸（園芸高等学校）

寶槻 広（井草高等学校）

亦木 一彦（田柄高等学校）

清水ゆかり（向丘高等学校）

野志 兼夫（高島高等学校）

佐藤 栄（元 竹台高等学校）

三宅英次郎（南葛飾高等学校）

○宮田 茂（江戸川高等学校）

吉川 英雄（城東高等学校）

向井 誠矢（館高等学校）

渡邊 博史（秋川高等学校）

小久保正己（久留米高等学校）

北川 昇（小金井工業高等学校）

松本 光正（永山高等学校）

宮崎 高一（新島高等学校）



IV

生徒指導研究部会

第1委員会（生徒指導）

5. スクールカウンセラー配置校を巡る事例研究 38

梶野茂男（桜町高校）

第2委員会（教育外指導）

- ※6. 保護者との連携における生徒指導の可能性 44

銅谷新吾（世田谷工業高校）

（注） ※印は全国大会で発表したもの。

5. スクールカウンセラー配置校を巡る事例研究

東京都立高等学校教頭会
生徒指導研究部第1委員会

1. はじめに

カウンセリングマインドという言葉が使われるようになって久しい。生徒指導第一委員会でも、3年前の秋田大会で、当時の都立教育研究所が主催する、カウンセラー養成講座に参加した教員が、校内でその後どのような役割を果たしているか、効果的な活用と課題についての報告を行った。

心の教育をどうすすめるか

現在、学校現場が抱える大きな教育課題として、「いじめ」「不登校」「暴力行為」などがある。高等学校では特に中途退学が特定の学校に集中しており、それらの高校では問題行動も多発し、それに対応する教員は神経をすり減らし、心理的ストレスから、休暇や退職につながるケースも少なからず見られる。

文部省では、平成7年度から平成12年度にかけての6年間に渡り、「スクールカウンセラー活用調査研究」事業を実施した。その趣旨は、「いじめや登校拒否等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実をはかることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの小学校・中学校又は高等学校における活用、効果等に関する実践的な調査研究について都道府県又は市町村の教育委員会に委託し、もって児童生徒の問題行動等の解決に資する。」であった。これは学校外の専門家を学校に配置する初めての試みとして注目された。こうして、都立高校では、この期間中に、28校にスクールカウンセラーが導入された。これは、都立高校約210校中の約一割強にあたる。

2. 研究の方法

本委員会では、当初は、スクールカウンセラー（以下SCと略する）導入校と非導入校の教員のカウンセリングマインドの定着度の違いに

ついて調査し、事例を基にした比較検討をすることを企図した。

そこで、スクールカウンセラー活用調査研究委託校の『報告書』を収集して、実践例の分析を行うことにした。報告書には、SC導入校における経過や、SC活用の方法と活用頻度や、組織的受け入れ体制など、SCとの連携のあり方がこの事業の成否を左右する様々な要素を含んでいるからである。報告書は、SC配置校から入手し、直接SC配置校に勤務する教員・教頭から実態を聞きとることで、より掘り下げた実態を知ることにつとめた。また、都教委の指導部指導企画課からこのことに関する資料を提供していただく等資料収集を行った。ここに調査研究に関係した方々に厚く御礼を申し上げる。

3. SC導入校の条件

SCの資格要件・職歴・勤務形態・予算等について

都の場合、SCの資格は臨床心理士であること。臨床心理士の資格は、財団法人「日本臨床心理士資格認定協会」が基本的に心理学等を専攻した大学院修士課程修了者を対象として資格審査を行い、認定を行っている「心の専門家」であること。通常は、区などの教育相談所や大学の相談所、病院のカウンセリング担当の職歴を持っていること等が求められている。これらの条件は、一定の質を保つため資格要件が厳しく、実務経験も求められ、需要の多さにもかかわらず、簡単に配置ができない状況にある。都立高校には都教委の面接を経て学校教育の現場に向いていると判断されたSCが採用され毎年12名程度派遣されていた。これらのSCは、小学校や中学校を何校か兼務したり、大学や教育相談所など、他に仕事を持っているケースが多く、小学生から成人に至るまでの多様な年齢層を扱った経験者が多い。予算面においては、導入校では、都立高校の場合、年間280時間、35週で週1日8時間か、週2日4時間勤務であ

る。予算配付額から見ると、時給は5800円で年間1校で人件費で160万強、これに一般需要費や旅費等が上乘せされ、220万程度である。有資格者の少なさを無視しても、全校配置には約4億円余りの予算を要し、昨今の財政難を思うと道が険しいことがわかる。その中で、今年度から5年計画で全都の公立中学校にカウンセラー（臨床心理士）を全校配置に踏み切ったことに賭ける都教委の意気込みが伺える。

(1) H高校の事例

学校の実態と導入の経緯

平成8～9年度のSC受け入れ校

H校は中退者が多く、中国帰国子女受け入れ校ということもあり、カウンセラー導入に対して積極的であった。受け入れ決定と同時に「カウンセラー受け入れ委員会」が組織され教員向けのアンケートで学校側のニーズを明確にしている。教師がカウンセラーの活躍に期待する主なものは、不登校、問題行動等の生徒や保護者に対してのカウンセリングと、生徒理解への教員とは異なった視点の提示であった。一方、外部の専門家であるカウンセラーに対して秘密の処理、生徒の抱え込みに対する不安感も強かった。

2年間の活動の概要

初年度はニーズが多いため、原則として生徒の自主来談は受け付けず、教師の相談と教師側から依頼があった生徒と保護者への相談を行いながら、継続相談が必要な生徒には外部相談機関への紹介を行った。二年目は、初年度の反省を踏まえ、生徒の自主来談の日を設定し、昼休みと放課後相談室をオープンにして生徒の利用をすすめた。しかし、自主来談に訪れる生徒が少なかったため、委員会と相談し2学期にエゴグラムを主とする「心理テスト月間」を設けたところ、3年生を中心にそれまで来談した生徒層とは異なるタイプの生徒が多数訪れた。

また、教師対象の校内研修会を3回（内1回は事例研修会）、校外等で講演会を含め6回実施し生徒理解についてカウンセラーとしての視点を示した。

こうして、二年間にわたる活動は、大きく相談と研修を通しての啓蒙的意味合いのある活動に分けられ、どちらもSCの活動として重要な

ものであった。

SC導入の結果

H校では、担任からの予約面談や、生徒の自主面談の他に、特に教員が生徒の指導に関してSCに相談することが非常に多かった。このことにより生徒に対する新しい視点が増え、SCとの情報交換によって、教員は指導法に様々な選択肢を加えることができるようになった。担任にとっては精神的に不安定な生徒を専門家に見てもらえる安心感は大きく、必要な生徒には適切な外部機関を紹介することによって、専門的な治療が受けやすくなった。このように、生徒、保護者、教員にとって、専門家によるカウンセリングを身近に受けることができるということは大きな助けとなり、H校にとってSC配置の制度は非常に成果をあげてきていると言える。

SC自身の感想は、「底辺校とか教育困難校といわれる背景には、生徒達が学力の問題だけではない様々なものを背負って高校に入学して来た現実があると思われる。だからこそひとりひとりの生徒をいろいろな角度から見ることが大切なのではないか。それにしても、先生方の日常的な忙しさにあらためて大変だなあと思ったこの二年間だった。」

最後に、H高のその後について報告したい。H高では、研究終了後、SCは非常勤の嘱託ではなくなったが、カウンセリングが必要なケースについては、学校側がH高に配置されたSCと連絡を取って学校のカウンセリングルームで自前でカウンセリングを実施している。費用は、PTAの予算で、SCの好意もあり年間で10万円程度であると伺っている。

(2) A工業高校の事例

学校の実態と導入の経緯

専門高校であるA工業高校では、中退率が高く、特に1年生に集中している。そこで、中途退学その他の問題行動改善の対策をたて、その方策としてSCの配置を申請していた。

その解決を要する課題とは、(1)中退生の心理状況把握、(2)問題行動を起こす生徒への適切な指導法、(3)長欠生、保健室登校生への指導法の3つであった。

活用計画の概略は、(1)生徒が気軽に相談をで

きる場所（カウンセリングルーム）と雰囲気づくり、(2)中退・長欠・保健室登校生、問題行動を繰り返す生徒への指導にあたる教員へのコンサルテーション、(3)学校と家庭との連携を強めるために保護者会・PTA総会等への出席と相談・助言、(4)保護者の来校と電話相談である。（この電話相談は余り利用されなかった。）

また、生徒がカウンセリングを受ける際の教員のフォローのための校内研修として、(1)カウンセラーのあり方について、(2)SC活用状況報告と生徒理解のための研修会、(3)関係者を交えた拡大学年会形式の研修会等が企画実施されたが、全員参加の研修会は企画に終わった。

2年間の活動の概要

2年間の概要を振りかえる上で一番大きな特徴は、SCの配置と併せて、健全育成推進指導教育相談員として学校心理士の資格を持つ教職歴のあるベテランの嘱託員が配置され2名体制が取れたことである。このため、火曜日以外の日には、いずれかのカウンセラーがカウンセリングルームに常駐することができ、水曜日には二人が打合せをし連携をとることもできた。

SCの2年間の相談件数は延べ77件で、生徒が45件、保護者10件、教員22件である。もう一人の嘱託の方は、延べ182件で、生徒108件、保護者20件、教員54件である。

「工業高校ということで、女生徒が圧倒的にすくない学校ではさほど相談件数は多くない」

また、他のA高の教員は、生徒達が「高校生活の中で自分を見いだせずにいる。その結果として、不本意入学、中途退学者数の多さや、不登校生の数も増大していることは明白」だと語る。しかし、その圧倒的に少ない女子生徒の相談件数を見ると、9名しかいない女子生徒の相談件数は2年間で延べ25件にもものぼっている。報告書のデータからは、女性のSCが女生徒から友人・異性関係、進路や性格検査などで相談を受けている様子が伺える。

SC導入の結果

「成果として、年々中退者が減少してきた。今年度の2学期末までを昨年同期と比較すると、中退者は半数以下に減少している。教育効果は複合的なものであるとはいえ、確実にカウンセラーの配置により良い結果が生まれている。」

A高では、「校内組織の中にカウンセラーの

位置づけが確立されていない状況での実践活動であったが」SCと嘱託員の学校心理士との2名体制をつくることができ「カウンセラー室が週5日、相談を受けられる体制にあることが意味あることであった」。そして、2年間の研修期間が終わったあとも、カウンセリングルームが活用され続けている。

(3) K高校の事例

学校の実態と導入の経緯

チャレンジスクール1校目として開校したK高は、昼夜開講の三部制定時制、無学年の単体制、総合学科の新しいタイプの高校である。同校生徒の6割以上が不登校経験者で、生徒の3割が中学既卒者でもある。K高では、これまでの教育の中では自己の能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒や、不登校生など多様な生徒を受け入れるため、入学選抜においても、自己申告書と面接・作文を主とするなど他校に見られない工夫をしている。

このため、当初からホームを15名の少人数に押さえ、カウンセリングを学校経営や教育活動の中核に置き、カウンセリングに関する業務は進路・教育相談部（常勤3名）に位置づけられている。そして、この経営方針を具現化するために、以下の内容をソフト面で備えて対応している。まず、第一に全員ホーム担任制であり、第二にパーソナルチューター制度（一種の心の担任制で悩みなどの相談にあたり、先生を生徒が「逆指名」できる仕組み）である。第三に個別指導計画であり、第四にメンタルフレンドシップアドバイザー（都教委のアドバイザースタッフ制に近く、提携大学の心理学専攻の大学院生に週1回来校してもらう高大連携の制度）である。これに、人的配置としては、専任のカウンセラー1名（教諭職で初年度は授業を持ったが2年目はカウンセラー業務に専念）とキャリアガイダンスのための嘱託員1名に加え、SC（週1日勤務の非常勤）などの導入であり、カウンセリング活動のソフト面でのネットワーク化を進めている。（SCは1年目は文部省のSC活用調査研究委託校の事業として、2年目以降はチャレンジスクールに対する都独自の事業として配置されている）

他方、ハード面では、進路・教育相談部の専

用室として5室（各半教室の広さ）がある。ガイダンスルームは2室で、進路相談の生徒用の部屋と執務室でキャリアガイダンスとキャリアカウンセリング中心である。カウンセリングルームは3室ある。事務用の部屋や遊びや個人面談用の部屋もあり、設備としても大変充実している。

1年間の活動の概要と成果

調査研究の内容は、①チャレンジスクールにおける教育相談体制の確立で、上述のカウンセリングルームの開設・整備・運営とSCの位置づけの明確化と効果的な活用、②生徒・保護者への援助で、SCが担当する事例の検討、③教職員（とくにホーム担任）への援助・連携のあり方と研修会の実施である。

K高における教育相談へのニーズは他校と比べて非常に高く、161名の在籍者（女子が約7割）に対して、カウンセリングルームを利用した延べ人数は、何と2107人で、この他に相談面接をした人数は394名にもものぼっている。これは、12年度はJ高全日制との施設の共用によりK高生の居場所が不足していたことも背景にある。この様子を専任教員のカウンセラーは「毎日がまるでどこかの待合室にいるかのようで、たくさんの生徒諸君がいる中で目まぐるしく動いていた」と表現している。

校内研修は、9月に全教職員対象に「不登校生徒への対応」を実施したが、SCは、その後事例検討会や、自主的な勉強会や研究会を提案すればよかったと反省している。

K高の特徴は、生徒に不登校経験者が多いこともあり、心理面でのケア体制のネットワークが充実しており、生徒にとっては相談場所の選択肢が多いことである。このため、「SCは教育相談部に位置づけられているが、専任の教員がカウンセラーとして活躍しているので、他の一般の高校におけるSCとは多少異なる役割が求められる。」とし、一年間の活動で、「SCは基本的に心理的な問題や悩みを抱える生徒に関する専門的な立場からの教員に対する助言、対応が困難、複雑な生徒や精神医学的な観点からの見立てが必要な生徒及びその保護者の面接を担当する」とその活動を位置づけている。

SCに担当してもらった事例では、できるだけホーム担任と連携をとってもらい、具体的な

指導法などを示してもらい、効果的な援助活動に役立てた。部内で週1回実施するカウンセリングルームと保健室との情報交換会にてのコンサルテーションにより、多角的視点からの援助活動を展開できた。K高における教育相談活動のあり方について課題が明確化した。

なお、SCの活用で威力を発揮したのは、コンサルテーションであった。

(4) E高校の事例

学校の実態と導入の経緯

区内で2番目に設置された伝統校であるE高の生徒は愛校心も強く、多数が進学を目指し、3学年では3つの類型に別れて学習している。

H9年度卒業生の進学状況は、40%が大学・短大進学で、専門学校は25%、就職3%、その他（浪人等）32%である。1年生の部活動加入率は7割と高い。学校行事も活発で学校生活に積極的に参加する生徒が多く、中退者もH9年度末で8名で中退率は0.8%である。特別指導は、H9年度は19件で、喫煙指導が11件と過半数を占める。24学級校で、生徒数は972名である。

H7年度には不登校や保健室登校生、摂食障害の生徒、境界型の性格傾向を持った生徒を指導する必要が生まれ、8年度の文部省のSC事業に応募したが認可されなかったため、校内の協力体制として教育相談係（教頭、各学年1名、養護教諭、該当生徒の担任、生徒部1名）をつくり、生徒一人一人の問題を把握解決することを目指すなかで導入にこぎつけた。

2年間の活動の概要と成果

研究課題は、学校不応等、生徒指導上の諸問題に対応した教育相談活動のあり方の考察で、主な内容は、健全育成のために、SCとの連携・協力のあり方を研究すると共に、学校としてのカウンセリング指導を充実させるための方法等の研究であり、重点項目は、特に不登校傾向を持つ生徒の指導にあたり、教育相談活動の効果的なあり方であった。

相談活動状況は、面接・打合せ延べ件数で、2年間で合わせて442件で、一日平均面接回数は7.5回であった。生徒は延べ230件で59名である。約8割が養護教諭からの紹介である。教員の打合せ件数は延べ152件、実数は2年間

で重複を入れて31名である。保護者の面接件数は延べ60件、実数は2年にまたがって22名とSCが大変良く活用されていたことがわかる。

このように活用された背景には、校内組織として教育相談係が確立されており、「係が実質的に機能していたからこそ、学校外から来たSCがスムーズに活動できた」と言える。特に、「養護教諭は学校精神保健の重要な担い手であり、SCとその役割において共通する部分は多い。」通常の活動では、年間を通して常に2～4名の固定化した生徒に面接時間と回数の3割強を占められた。これらの生徒は困難な不適応問題を抱えている生徒であり、学校適応上より困難な心理的・精神的問題を持っていて、神経症、境界性人格構造の疑い、発達障害の疑い等であった。それ以外のケースは、青年期特有の問題ばかりであった。「例えば、過食、軽い自己臭、友達関係（異性・同性）のこと、関連しての孤立の問題、自分らしさの問題、親との関係、女性性・男性性の受け入れの問題、幼なすぎる遅熟の問題、進路等であった。」E高の養護教諭は、2年間の活動を振り返って、「カウンセラー制度を導入する際には、これまで学校が独自に創りあげてきた教育相談組織の存在が絶対的に必要であり、条件である。教育相談組織なくしてカウンセリングの有効性は生かされないと思う。」と述べている。

4. 考 察

17校のSC導入校の報告書を読んだところ、SCの導入が成功したケースと余り定着しなかったのではないかとと思われるケースがあった。いま、それらの要因を大まかに分類すると①カウンセラーの資質の問題と、②校内体制の問題、③教員の意識の問題、④生徒・保護者のニーズの問題に絞ることができるだろう。以下に、それぞれのケースについて考察する。

①カウンセラーの資質の問題で言えば、3つの型に分けられるように思われる。良いタイプは、他の小中学校でSCの経験があったり兼務している経験者である。このタイプは、学校という組織の中で動く経験を有するので、生徒の秘密を保持しつつも、教員や養護教諭に必要な情報を提供したり、見立てを提供するなど柔軟性に富み、学校現場でのSCとしての動き方を

知っているので、教員の理解と支持を得てカウンセリングマインドの定着に大きな貢献が期待できる。次に割りとうまくいっているのが公立の教育相談所の相談員の方である。豊富な臨床経験を持ち、学校や医療機関との連携などで適切なコンサルテーションが期待できる。うまくいかない事例もあるのが、病院系または大学系のSCかと思われる。無論個人差があり、学校の実態の差があるので簡単にはいえないが、これは、カウンセリングの仕事が精神医療から始まったこととも関係しているだろう。これらのカウンセラーは、蟻地獄型とも言われるようにクライアントがやって来るのを待ち、設定されたカウンセリングルームでの来談者中心療法には長けているのだが、学校と言う現場では「組織の中で動ける力量」がないと実力を発揮できないまま終わる危険性があることを報告書の記述から読み取ることができた。

②校内体制の問題では、SC導入に当たっての校内コンセンサスの有無が大きい。SC導入を望むコンセンサスが出来て導入できたケースは皆、受け入れの委員会や組織がしっかりしており、SCと養護教育や担当者や担任との連携ができています。また、活用の計画もしっかりしており、SCの広報活動やPTAの講演会や校内研修会が活発に行われており、程度の差こそあれSCの配置が終了したあとをにらんでの長期的視点にたった組織づくりが行われている。

校内組織は十分につくれなくても、導入することが可能で有効であるのが、学校心理士の資格のある嘱託員の配置と、アドバイザースタッフの派遣要請であった。ある定時制では、SC派遣終了後も、SCに後輩の大学院生を紹介して貰って、アドバイザースタッフとして、カウンセリング活動を続けている。

無理に導入したケースでは、受け皿づくりも不十分で、問題のある生徒のカウンセリングはSCに頼っている反面、自らのカウンセリングマインドの向上や指導力向上のための努力をせずに、派遣期間が2年間と短いと愚痴ばかり書いてたり、報告書の内容の薄さや取り上げているテーマから推し量ることが出来た。また、別のケースでは、校長がSCに初対面の時に「必ずしも全体のコンセンサスが得られている訳ではないのですが頑張って下さい。」とSCを不

安にさせる発言をしている例が見られた。

③教員の意識の問題では、中退者の多い困難校で教員が日常の生徒指導に追われていて、SC配置を前向きに捉えられなかったり、生徒指導部とSCの連携ができなかったり、養護教諭が、意識的にSCに係わらないようにしたりして、SCが孤立してしまったケースが見られた。例えば、授業時間中の扱いをどうするかで延々と議論をしたり、SCを自習監督に当てて生徒の実態を見てもらおうとしたり（さすがに実現はしなかったが）などである。

反面、導入に成功した学校で、教員の意識に与えた変化で一番大きかったのが、生徒理解にこれまでと異なる視点がSCによって導入されて、カウンセリングについての啓発的活動により意識改革が進んだことである。これは、事例研究会などを通じて、生徒が時に見せる問題行動等の背景が家庭環境や両親の不和や生徒の生育歴などの学校だけでは解決のできない問題を持っていることや、外部の相談所や医療機関との連携の必要性の認識（つまり開かれた学校づくり）や、受容的対応の必要性などのカウンセリングマインドの定着として現われてきている。

④生徒・保護者・教員のニーズでは、SCの導入により、生徒や保護者とのカウンセリングが始まり、教員との連携ができたケースについて紹介する。

まず、外部機関への紹介が必要なほどの重いケースについての臨床心理の専門家としての生徒・保護者への直接のカウンセリングである。そして、教員に対しては、問題を抱えている生徒への指導法のコンサルテーションである。外部機関への紹介もある。これらは、数は多くはないが、SCに生徒指導で苦しむ現場が一番望んでいる援助である。次に、困難校ではないタイプの学校や心理的に健康な生徒のニーズがある。高校生の時期は思春期で心理的に不安定な時期である。この自我に目覚め自立していく過程は、アイデンティティの確立が求められ、自己理解を深め進路選択をしていく時期でもある。SCに対する相談で多いのがE高の事例に典型的に見られるように友人関係や異性関係での悩みなどである。こうした悩みに対するカウンセリングは、言わば治療ではなく予防的カウンセリングであり学校でのカウンセリング活動の源

流とも言えるキャリアカウンセリングにあたる。こうしたニーズに非常に有効なかエゴグラムと言う心理テストである。これは、ほぼどのSCも共通して利用しており、ある程度の研修で、教員にも利用が可能で有効である。

5. 今後の課題

SCの導入に当たって大切なのが、①校内コンセンサスづくりである。次に②校内組織の確立である。これは、養護教諭と学年と生徒部と教頭を含むことが望ましい。③カウンセリングの曜日と時間の固定である。これは、不定期になると来談者の予定が立たないためである。④専用のカウンセリングルームの設置である。手狭でやむなく地階や更衣室に設置したケースもあるが、生徒に心理的に悪い影響を与えている。相談に行きやすく人に知られにくい場所であることが望まれる。⑤広報活動の充実が必要である。SCを全校集会やPTA総会や広報誌で紹介したり、「カウンセラー便り」を発行するなど、SCの存在と来校日と時間帯と利用申し込み方法を周知することが大切である。⑥研修会での活用は、有効なのが、事例研修会である。この他、PTAでの研修会や講演会、学区養護教諭の連絡会等、校内研修会を越えての活用である。⑦カウンセリングに関する外部機関の紹介や関連書籍等の専門的な情報の提供である。

〈研究協力者〉（○印は発表者）

中村 澄隆（三鷹高校）

大澤 紘一（紅葉川高校）

橋本 謙（北多摩高校）

内田志づ子（砂川高校）

大山 邦夫（北野高校）

大河内保雪（蒲田高校）

○梶野 茂男（桜町高校）

6. 保護者との連携における生徒指導の可能性

東京都立高等学校教頭会
生徒指導研究部第2委員会

I はじめに

生徒の能力・関心・進路希望等の多様化が進行する中で、不登校・中途退学・学級崩壊などの現象が増加し、学校教育をめぐる危機が社会問題化している。こうした課題を解決し、生徒が伸び伸びと学ぶことができる環境を整えるためには、子どもたちの指導に直接関わる教師一人ひとりが生徒指導の重要性を認識し、学校と地域や保護者との連携を深め、共通理解の中で学校を取り巻くさまざまな課題に適切に対応できるようにすることが必要である。

そのためには各学校が生徒や学校の実態に即した弾力的な生徒指導の形態を導入し、指導内容や方法の工夫改善をはからなければならない。創意工夫を生かした特色ある学校経営の新たな方策が問われ、教頭としてのリーダーシップが強く求められている。

こうした状況の中で、本委員会では生徒の多様化に伴い、各学校で直面している様々な生徒指導の実態とそれに関わる教頭のあり方を考えようと、平成10年度から「生徒指導の体制と実態」をテーマに研究協議を進め、11年度は保護者との連携を深める生徒指導の実態を知ろうと、教頭が保護者との間で体験したトラブルの事例などをアンケート調査し、学校と保護者とのトラブルやその原因・対応・取り組みの状況を集計し、研究を重ねた。

12年度は、前年度の研究を引き継ぎ、「実態調査から見たホーム運営と保護者との関わり」をテーマとして、各学校が抱えるホームルーム経営上の問題点をアンケートから抽出し、教頭としてできるホームルーム指導への関わり方とその可能性をみつけようとした。

3年間の研究で、生徒指導の原点は、教師が生徒一人ひとりの理解を深め、人間としてより良い成長を援助する教育活動を行うことが必要であり、生徒の望ましい人格形成を目標とした生活指導を充実させるには学校と保護者との十分な連携・協力が不可欠で、そのためには何よ

りも学校と保護者との信頼関係を図ることが大切であると痛感した。しかし、これらの研究はすべて学校側からのアンケートによる結果であり、今までの生徒指導やホームルーム運営に於ける学校と保護者の関わりは、すべて学校側から見たものであり、保護者自身がどう考えているかは不明であった。そのため、13年度は、「保護者との連携における生徒指導の可能性」をテーマに掲げ、PTA役員の保護者を対象にアンケート調査を実施して、研究の集大成を図ることにした。

II 調査の方法

アンケート調査は、平成13年1月に都立高校の教頭を通じて保護者に依頼したが、3学期の年度末は保護者が一同集まる機会が少ないため、アンケート対象は来校の機会の多いPTA役員とした。

アンケートのねらいは、保護者が学校との連携にどのような意識を抱いているか、また、連携を深めるためには何が必要か、などを主眼に置いた。

アンケートは、年度末の忙しい時期にも関わらず多くの教頭先生のご協力により、33校・676名の回答を得ることができた。改めて感謝する次第である。

Ⅲ 保護者との連携における生徒指導の可能性アンケート結果

回答校 33校 回答者数 676名

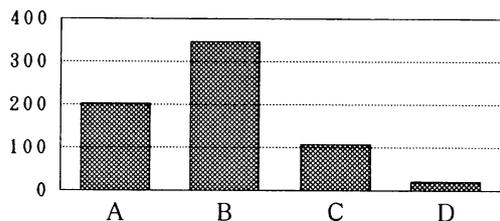
アンケートの概要は、以下の通りである。

- ①家庭で学校のことがどの程度話題になるか？
- ②どんなことが話題になるか？
- ③こどもの学校生活で気になることは何か？
- ④学校に相談することはあるか？
- ⑤相談するときは誰に相談するか？
- ⑥学校に対して不信感があるか？
- ⑦不信の内容は？
- ⑧健全育成のために家庭ですべきことは？
- ⑨健全育成のために学校ですべきことは？
- ⑩家庭が指導すべきことは？
- ⑪学校が指導すべきことは？
- ⑫連携を深めるために学校に望むことは？

本アンケートをもとに、保護者との連携における生徒指導の可能性を探り、今後の保護者との連携のあり方を考える資料とする。

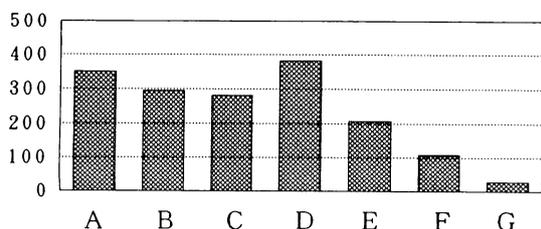
(1) アンケート結果の考察

- ① 家庭で学校のことがどの程度話題になりますか？



A	よく話題になる	202
B	ときどき話題になる	346
C	あまり話題にならない	107
D	話題にならない	21

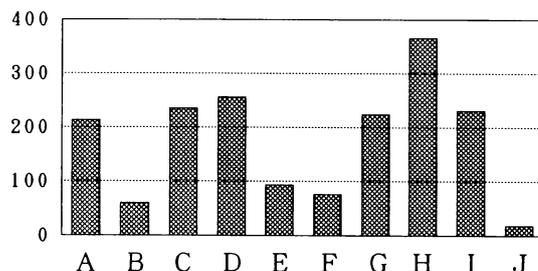
- ② どんなことが話題になりますか？



(複数回答)

A	学習・勉強	350
B	進路	294
C	部活動	281
D	友人との人間関係	382
E	先生との人間関係	207
F	いじめ・盗難・喫煙	109
G	その他	28

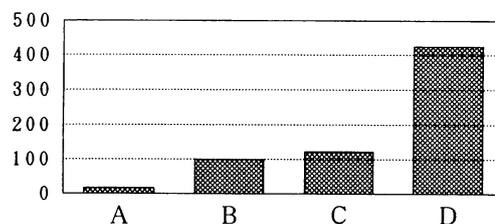
- ③ こどもの学校生活で気になることは？



(複数回答)

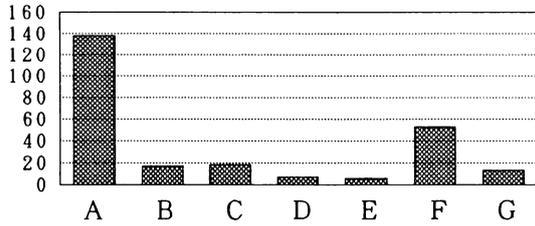
A	言葉遣い	213
B	乱暴な態度	60
C	服装や頭髪	235
D	授業態度	256
E	男女交際	93
F	アルバイト	76
G	無関心・無責任	224
H	学習意欲	365
I	友人関係	231
J	その他	18

- ④ こどものことで学校に相談することはありますか？



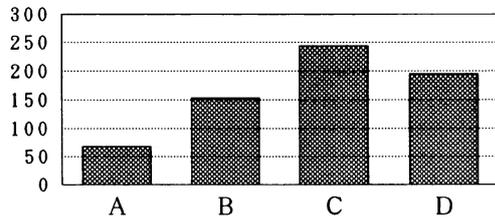
A	よく相談する	17
B	時々相談する	99
C	あまり相談しない	123
D	相談しない	424

⑤ 相談するときは誰に相談しますか？



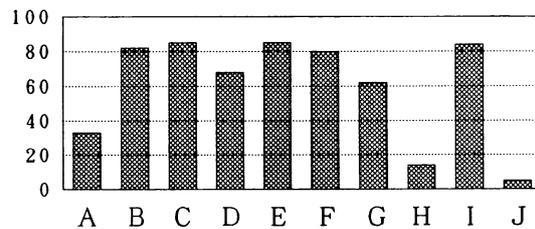
A 担任	138
B 教頭	17
C 校長	18
D 教育委員会	7
E 地元議員	6
F 親しい保護者仲間	53
G その他	13

⑥ 学校に対する不信感の有無ありますか？



A ある	68
B ときどきある	153
C ほとんどない	244
D ない	195

⑦ 不信の内容は次のどれにあてはまりますか？

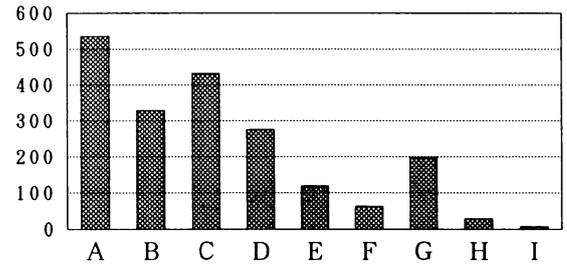


(複数回答)

A 教師の服装の様子	33
B 教師の非礼な態度・言動	82
C 学校や教師の閉鎖的性	85
D 連絡の不徹底	68
E 指導上の不満	85

F 授業内容や教え方	80
G 子どもへの無理解	62
H 家庭環境へ無理解	14
I 保護者への説明不足	84
J その他	5

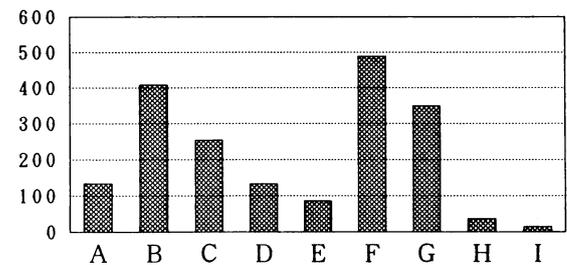
⑧ こどもの健全育成のために家庭ですべきことは次のうちどれでしょうか？



A 基本的な生活習慣	535
B 社会のルール	329
C 他人への思いやり	432
D 挨拶	275
E 言葉遣い	119
F 集団生活	63
G 社会常識	198
H 自然愛	29
I 愛国心	7

(複数回答)

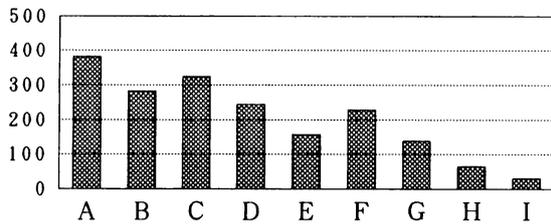
⑨ こどもの健全育成のために学校がすべきことは次のうちどれでしょうか？



A 基本的な生活習慣	134
B 社会のルール	408
C 他人への思いやり	254
D 挨拶	133
E 言葉遣い	86
F 集団生活	488
G 社会常識	349
H 自然愛	36
I 愛国心	14

(複数回答)

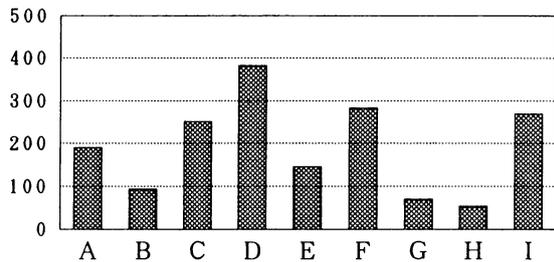
⑩ おもに家庭が指導すべきことは次のうちどれでしょうか？



A	喫煙の指導	382
B	飲酒の指導	282
C	性に関する指導	324
D	薬物に関する指導	244
E	バイク等の指導	157
F	暴力に関する指導	228
G	万引きに関する指導	138
H	窃盗に関する指導	65
I	テスト不正行為	31

(複数回答)

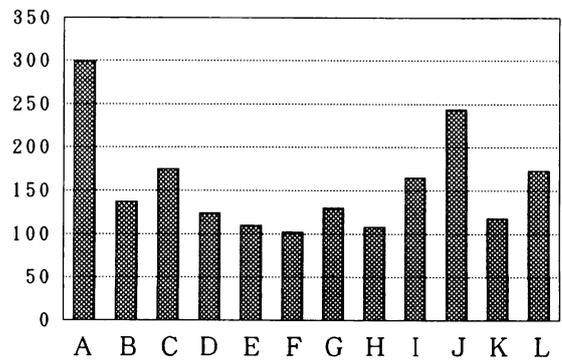
⑪ おもに学校が指導すべきことは次のうちどれでしょうか？



A	喫煙の指導	190
B	飲酒の指導	93
C	性に関する指導	251
D	薬物に関する指導	382
E	バイク等の指導	145
F	暴力に関する指導	283
G	万引きに関する指導	70
H	窃盗に関する指導	54
I	テスト不正行為	269

(複数回答)

⑫ 連携を深めるために学校に望むことは次のうちどれでしょうか？



A	連絡方法の充実	299
B	説明の徹底	137
C	保護者会の充実	175
D	学習指導の充実	124
E	生活指導の充実	110
F	進路指導の充実	102
G	教師の資質の向上	130
H	教師のPTA活動参加	108
I	学校と家庭の連携の充実	165
J	担任との接触機会の増加	244
K	授業公開など学校開放	118
L	情報提供	173

(複数回答)

(2) アンケートの分析

アンケートから以下のことが考えられる。

①「家庭で学校のことが話題になるか？」②「どんなことが話題になるか？」③「こどもの学校生活で気になることは？」の問いには、学習の状況・進路・人間関係・服装・学習態度等の回答が大半である。保護者は学校でのこどもの様子や学校の情報を知りたいとの希望が多いことが考えられる。

④「こどものことで学校に相談することがあるか？」⑤「相談するとき誰に相談するか？」の問いには、学校に相談することはあまりなく、しいて相談するとすれば、担任であるとの回答である。

⑥「学校に対する不信感の有無は？」⑦「不信の内容は？」については、ある68(10%)ときどきある153(22.6%)との回答があり、約1/3の保護者が何らかの不信感を持っている。内容は、教師の言動や態度・学校組織について

の閉鎖性・指導上の不満が多いといえる。

⑧「こどもの健全育成のために家庭ですべきことはなにか？」⑨「こどもの健全育成のために学校ですべきことはなにか？」についての問いでは、健全育成のために、家庭においては、基本的な生活習慣と他人への思いやりを重視、学校においては、社会のルール、集団生活、社会常識の指導を重視しているとの回答があった。

これは、保護者としても家庭ですべき指導と学校ですべき指導を区別して考えていると言える。しかし、⑩「家庭で指導すべきこと」⑪「学校で指導すべきこと」の問いには、法律に触れる事柄の指導でも、基本的には家庭での指導としつつも、薬物・性に関する問題等、家庭で指導しづらい事柄は学校に任せたいとの回答がある。

⑫「連携を深めるために学校に望むことは？」の問いには、連絡方法の充実、担任との接触機会の増加、情報提供、保護者会の充実との回答が多く、保護者は学校からの積極的な情報発信を望んでいる。

IV ま と め

今回のアンケートの対象は、学校にとって一番身近なPTA役員の方である。学校への理解が深いと考えられていた、PTA役員でさえも、学校や教員への不信感があり、積極的な情報提供や教員との接触を求めている。一般の保護者に同種のアンケートをした場合は、さらにこの傾向は強まると考える。また、社会全体からの学校教育への不信感や批判も指摘されており、大きな問題と言える。

これらの分析の結果から、今後の生徒指導における保護者との連携の具体策を次のように考えた。

1 学校からの積極的な情報発信

家庭と学校の連携の基本は、情報の伝達・共有である。学校で今何をしているのか、生徒はどんな学校生活をしているのか等、学習や特別活動の様子を、保護者に的確に伝えることが大切である。方法としては、学校日より、学年・学級通信等のスクール・レターの活用がある。また、FAX、Eメール、ホームページの活用も今後検討していく必要がある。

2 保護者会や面談のあり方の工夫

プリントでの情報も大切であるが、保護者と担任や担当者が直接会うことのできる、保護者会、面談もさらに重要である。教員からは「参加者が少ない」「本当に来てほしい保護者は参加しない」等の意見があるが、曜日、時間を柔軟に設定して、テーマや課題を事前に示して、具体的かつ有意義な話し合いができるように配慮することが大切である。

3 保護者の相談窓口の設置

スクールカウンセラーの配置等による、生徒に対しての教育相談の窓口が整備されつつあるが、保護者に対しても、安心して生徒指導に関する情報や意見を相談できる窓口を設置する必要がある。従来、担任を通してや、教頭への苦情が窓口であったが、保護者の要望、意見を聞き、説明をすることのできる相談窓口や担当者を設置できれば、苦情やトラブルとなる以前に対処する事ができると考える。

4 教育活動の積極的な公開

学校行事の公開、授業公開はもちろん、すべての教育活動を積極的に公開する。その際、よい面だけでなく、問題点や不十分な面も見てもらい、意見をいただき、その後の連携や協力の依頼につなげていくことができる。

5 PTA行事への教職員の積極的参加

PTA活動や行事への教員の参加をすすめたり、行事を共催で実施する。このことで、保護者との接触機会を多くさせ、日常的な接触を深めることにつながる。

権利意識が強く、積極的でない教員に対しても、PTA活動は、教員・保護者ともボランティアであるとの指導や、日時の設定の工夫で積極的に参加させるようにしていくことが大切である。

6 生徒指導のインフォームドコンセント

生徒指導や、特別指導に関して、トラブルとなるケースがある。学校としては、状況を判断して、公平かつ一貫した指導をしたつもりが、保護者側にとっては、一方的な指導や処分ととられがちなことがある。それが、教員と保護者

の亀裂を深め、学校不信につながることもある。

これらのことを防ぐためには、生徒指導にインフォームドコンセント（説明と同意）の視点を持ち、あらゆる機会を利用して、生徒指導の問題を事前に十分説明し、同意を得た上で指導に入っていくことが必要である。これからの時代は、「学校で決めたことだから」「以前からこのようにやっている」では、十分通用するとは言いがたい。時間はかかるが、必要なことであると考える。

アンケートでは、学校不信の理由として、教員の対応の悪さや、配慮のなさがあげられている。教員は、ものを作ったり、品物を売る仕事ではなく、教育サービスの対価として賃金を得ている。顧客は生徒・保護者である、顧客から不信感をもたれたとしたら、会社では、社員の解雇か倒産である。

さらに、企業では、消費者のニーズや顧客満足度の視点が要求されてくる。学校であっても、教育的な配慮に基づいて、顧客サービスを考えるべきである。

また、積極的な情報開示は急務である。たとえ良い取り組みであっても、十分な情報と説明がなくては、保護者の理解は得ることはできない。いわゆる、学校批判・教師批判に対峙するのではなく、積極的な情報開示で理解を得る努力と、開示への職員の意識改革をすすめていく必要がある。よって、これからの学校は、限定された個人情報以外は、原則情報開示である。

開示や情報発信の方法についても、生徒・保護者の立場に立った手段をとる必要がある。

現在は、少子化による、学校淘汰の時代となった。教育サービスの質の向上や、学校の存在価値といった観点からの、学校経営や所属職員の指導が一層が求められている。

教頭として、保護者との連携を重視した、組織改革や職員の意識改革、リーダーシップに積極的かつスピーディに取り組む必要がある。

〈研究協力者〉（○印は発表者）

- 銅谷 新吾（世田谷工業）
- 大山 憲昭（八王子工業）
- 坂本 文樹（昭和高校）
- 鹿目 憲文（科学技術高校）
- 渡邊 英信（松原高校）

